

信用保証協会のあらまし

2025

 岩手県信用保証協会

CREDIT GUARANTEE
CORPORATION OF IWATE



目次

○ごあいさつ	1
○経営理念	2
○概要	
プロフィール	3
沿革	3
○信用補完制度のしくみ	
信用補完制度について	4
信用補完制度の概略図	5
信用保証制度について	6
信用保険制度について	7
責任共有制度について	8
○信用保証のご利用にあたって	
ご利用いただける方	10
信用保証の内容	11
信用保証料について	12
○信用保証制度のご案内	
保証制度一覧	13
○信用保証業務の状況	
保証承諾・保証債務残高・代位弁済の推移（過去5ヵ年）	14
保証承諾・保証債務残高の推移（過去3ヵ年）※金融機関群別	15
保証承諾・保証債務残高の推移（過去3ヵ年）※業種別	16
○令和6年度の事業概要	
保証状況	17
被災企業支援の状況	17
代位弁済及び求償権等の状況	18
収支計算書	19
収支計算書の用語説明	20
貸借対照表、財産目録	21
貸借対照表の用語説明	22
○経営諸計画の取り組みへの評価	
令和6年度経営計画の評価	23
○業務の取組み	
関係機関との連携	30
企業支援活動	32
広報活動	35
○コンプライアンス	
コンプライアンス態勢、コンプライアンス組織図	36
個人情報保護宣言	37
○計画一覧	
中期事業計画（令和6年度～令和8年度）について	39
令和7年度経営計画	40
○組織体制	
役員名簿	46
組織図	47
事務所のご案内	48



岩手県信用保証協会
会長 菊池 哲

当協会の業務運営につきましては、平素より格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本年度も当協会の業務内容や事業実績、年度経営計画等についてご報告するディスクロージャー誌「信用保証協会のあらまし 2025」を作成しました。ぜひ、ご一読いただき、当協会の取組みについてご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、令和6年度の県内経済は、社会経済活動がコロナ禍からの正常化が進み、インバウンド需要の拡大や個人消費拡大の動きもあり、全体として改善の動きとなりました。

このような情勢にあっても、不安定な国際社会情勢、円安による原材料価格の高騰、人手不足問題などの影響を受けている中小企業が依然多いことから、財務数値のみで与信判断することなく、企業訪問等により事業性、将来性を評価し、個々の中小企業者に最適な保証制度を提案することで積極的な信用保証に取り組んでまいりました。

また、新たな保証制度として「エステート 30」を創設し、既存制度である「スモール」「10ing」については利便性を高める改正を行うなど、中小企業者のニーズに、より一層応えられるよう保証制度の充実化を図りました。

経営支援につきましては「専門家派遣事業」の実績が52企業、女性起業家支援チーム「幸呼来（さっくら）」では、7企業に関与致しました。

コロナ禍で増加した、ゼロゼロ融資等債務の返済負担が増加していることから、信用保証協会に求められる使命は資金繰り支援に留まらず、一層の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促すため、経営支援の重要性がさらに増していくものと認識しております。

当協会では、中期事業計画のビジョンである「寄り添う！支える！そしてともに走る！」を実践するため、金融機関をはじめ、支援機関の皆様と連携を図りながら、これまで以上に金融・経営両面での切れ目のない一体型支援に尽力し、県内中小企業者と伴走して参りますので、今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年9月



岩手県信用保証協会は、
積極的な「信用保証」と
きめ細かい「経営支援」を通して、
中小企業の金融円滑化と持続的成長を促し、
地域経済の振興に貢献します。

岩手県信用保証協会は、信用保証協会法を設立の根拠とする公的保証機関です。

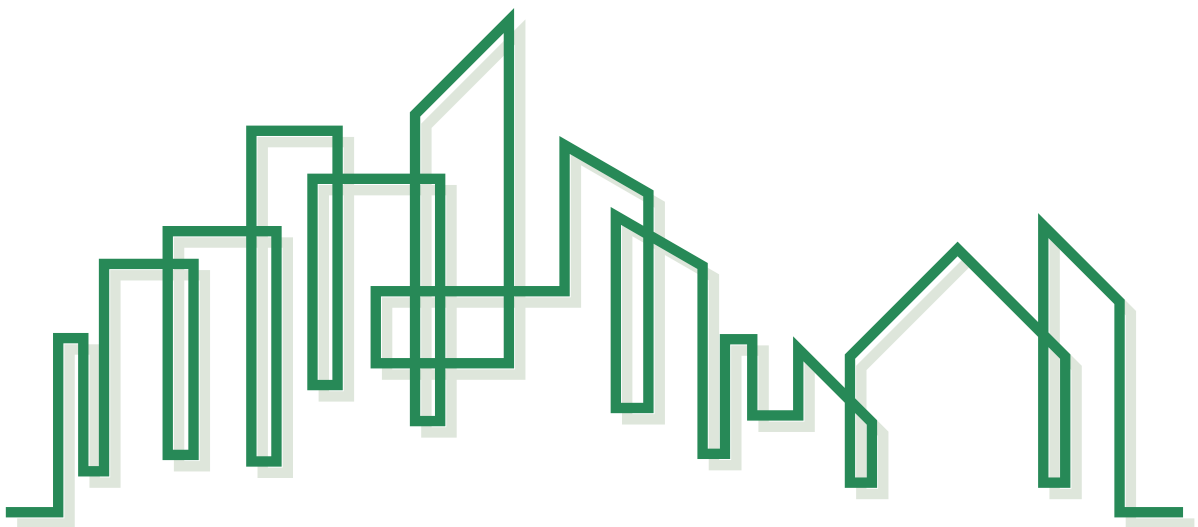
当協会は、県内経済界の主体的な活動により設立された社団法人を母体としており、

中小企業金融のセーフティネットとして期待されています。

迅速、適正かつ親身な信用保証業務はもとより、中小企業のライフステージ、

企業の実情に応じた伴走支援により、当協会にしかできない金融と経営両面での切れ目のない

中小企業への支援を実現します。



概要

信用保証協会は、法律に基づき設立された公的機関であり、中小企業融資に対する信用保証と経営支援を行うことにより中小企業の発展を支援する専門機関です。

プロフィール

根 拠 法 信用保証協会法（以下「法」という。）

主 務 大 臣 内閣総理大臣及び経済産業大臣（法第 48 条）

創 業 許 認 可 取 得 昭和 23 年 10 月 27 日

基 本 財 産 243 億円

保 証 利 用 企 業 者 数 14,252 企業（保証利用度 42.87%）＊県内対象企業 33,245 企業（令和 7 年 3 月 31 日時点）

保 証 債 務 残 高 28,506 件 2,880 億円（令和 7 年 3 月 31 日時点）

事 業 所 数 本所・6 支所

沿革

昭和 23 年	10 月 27 日	社団法人岩手県信用保証協会として設立	昭和 41 年	8 月 5 日	福岡支所開設（現：二戸支所）
	12 月 1 日	業務開始（盛岡商工会議所内）	昭和 43 年	8 月 20 日	水沢支所開設（現：奥州支所）
	12 月 7 日	設立登記	昭和 47 年	4 月 1 日	福岡支所から二戸支所へ名称変更
昭和 24 年	12 月 26 日	財団法人岩手県信用保証協会設立認可	昭和 52 年	1 月 13 日	本所事務所移転（県第二産業会館）
昭和 28 年	8 月 10 日	信用保証協会法公布	昭和 58 年	2 月 1 日	オンラインシステム稼働
昭和 29 年	6 月 16 日	岩手県信用保証協会組織変更認可	昭和 58 年	4 月 1 日	久慈相談所開設
昭和 32 年	8 月 26 日	釜石支所開設	平成 7 年	7 月 7 日	本所事務所新築移転（盛岡市長田町）
昭和 34 年	3 月 5 日	一関支所開設 宮古支所開設	平成 9 年	4 月 1 日	花巻、北上、遠野相談所開設
昭和 36 年	12 月 1 日	大船渡出張所開設	平成 18 年	2 月 20 日	水沢支所から奥州支所へ名称変更
昭和 37 年	7 月 19 日	本所事務所移転（県産業会館 2 階）	平成 21 年	1 月 13 日	新オンラインシステム稼働（GLOBALNEXTS）
昭和 38 年	6 月 29 日	大船渡出張所から支所に昇格	平成 29 年	1 月 10 日	新オンラインシステム稼働（COMMON）

* 信用補完制度のしくみ

信用補完制度について

信用補完制度とは、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ信用保証制度と信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う信用保険制度の総称です。

信用補完制度

「信用保証制度」と「信用保険制度」の総称

信用保証制度

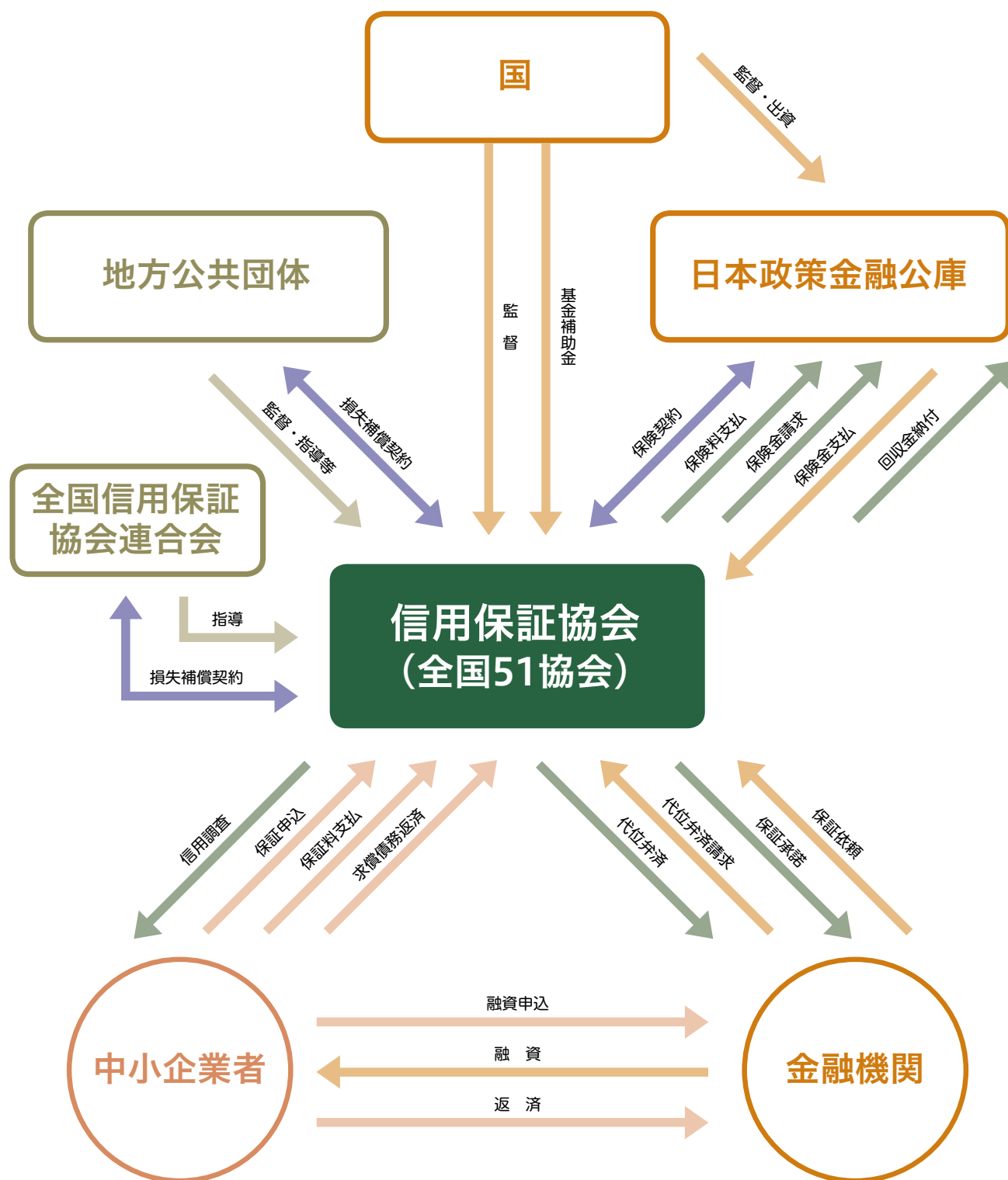
中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人となることにより、中小企業者への資金供給を円滑にすることを目的とします。

その際、信用保証協会は信用保証料を受領し、融資が返済不履行になった場合は、中小企業者に代わり金融機関に対し弁済（代位弁済）を行います。

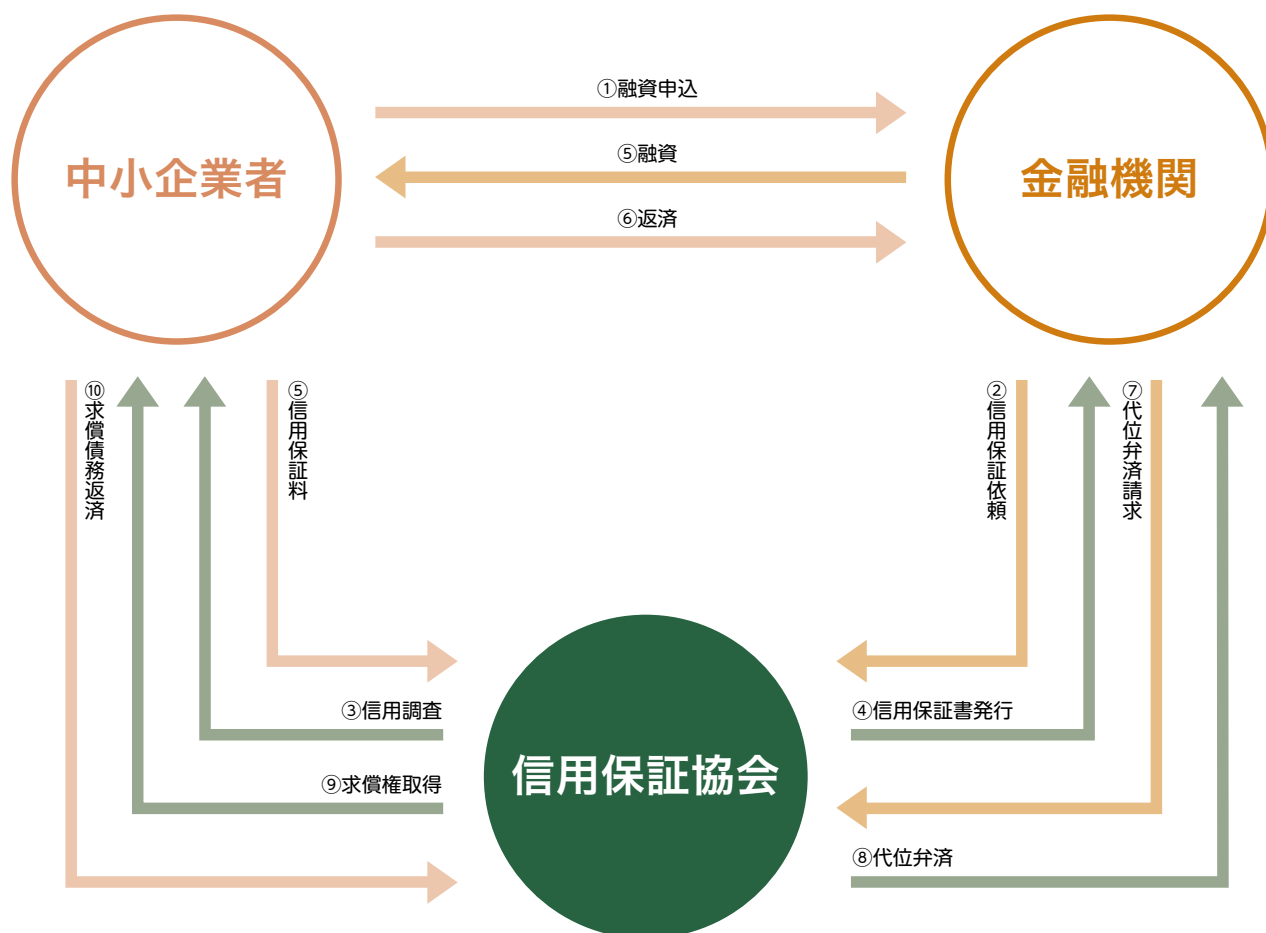
信用保険制度

信用保証協会は日本政策金融公庫と信用保険契約を締結します。融資金が返済不履行になった場合、金融機関に対し代位弁済を行いますが、その際、信用保証協会は代位弁済した後、日本政策金融公庫から一定の金額を保険金として受領します。

信用補完制度の概略図



信用保証制度について



- ① 中小企業者は、金融機関に対し融資申込をします。
- ② 金融機関は、中小企業者の融資申込を受け付けし、信用保証協会に信用保証依頼をします。
- ③ 信用保証協会は、申込のあった中小企業者について信用調査をします。
- ④ 信用保証協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めたときは、金融機関に対し信用保証書を発行します。
- ⑤ 金融機関は、信用保証書に基づき中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者には所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会へ納めていただきます。
- ⑥ 中小企業者は、融資を受けたときの返済条件によって、金融機関に借入金を返済します。
- ⑦ 中小企業者が何らかの事情で借入金の全額又は一部の返済ができなくなったとき、その額について金融機関は信用保証協会に対して代位弁済の請求をします。
- ⑧ 信用保証協会は、この請求に基づき、中小企業者に代わって借入金の残額を金融機関に代位弁済します。
- ⑨ 信用保証協会は、代位弁済により中小企業者に対する求償権を取得して債権者となります。
- ⑩ 中小企業者及びその連帯保証人は、信用保証協会に対して求償債務を返済していただくことになります。

信用保険制度について



- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対する保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は、日本政策金融公庫に信用保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の 70% から 90% を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

責任共有制度について

平成 19 年 10 月 1 日から責任共有制度が導入されました。

責任共有制度とは、中小企業者が保証付融資を受ける際に信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うことを目的としたものです。

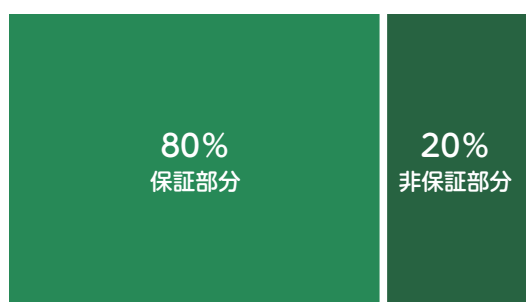
なお、創業向けの保証制度や経営安定関連保証の一部などは責任共有制度の対象から除外されます。

1 責任共有制度の概要	金融機関は、「部分保証方式」か「負担金方式」のいずれかの方法を選択しております。 ① 部分保証方式 金融機関が行う融資額の一定割合を保証する方式 ② 負担金方式 金融機関が過去の制度利用実績（代位弁済等実績率）に基づき一定の負担金を支払う方式
2 金融機関の負担割合	金融機関の負担割合は 20%となります。
3 対象除外となる保証	円滑な制度導入の観点から、当分の間、下記の制度については責任共有制度の対象除外となっております。 ① 小口零細企業保証制度 ② 経営安定関連特例保険（セーフティネット）1～4、6号 ③ 災害関連特例保険に係る保証 ④ 創業関連特例保険（再挑戦支援保証含む）、創業等関連特例保険に係る保証 ⑤ 特別小口保険に係る保証 ⑥ 事業再生保険に係る保証 ⑦ 求償権消滅保証 ⑧ 破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証） ⑨ 危機関連保証 ⑩ 東日本大震災復興緊急保証 ⑪ 事業再生計画実施関連保証

責任共有制度における金融機関の負担部分のイメージ

部分保証の場合

保証時点



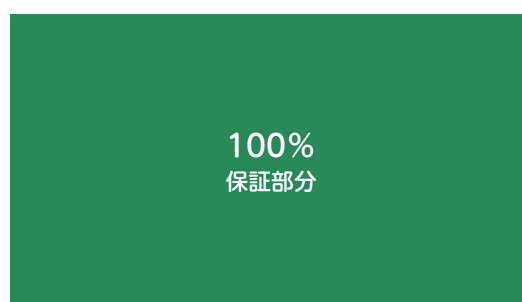
代位弁済時点



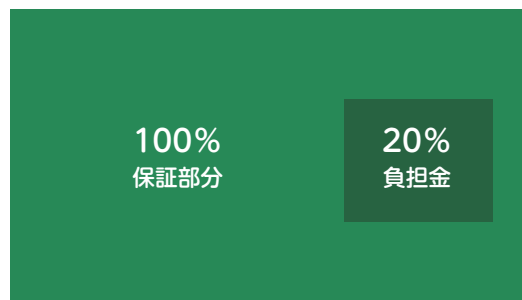
80%の部分について保証協会が代位弁済を行い、残りの20%については金融機関の負担となります。

負担金方式の場合

保証時点



代位弁済時点



保証協会が100%代位弁済を行いますが、金融機関は事後的に約20%の負担金を保証協会に支払うこととなります。

* 信用保証のご利用にあたって

ご利用いただける方

1. 区域要件

岩手県内に事務所、店舗、工場等がある法人・個人又は住居地がある個人の中小企業者を対象としています。
ただし、制度要綱等で定めがある場合は、その定めるところによります。

2. 企業規模

業 種	資本金	常時使用する従業員数
製造業等（運輸倉庫業、建設業、旅行業等を含む。）	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
医療法人	—	300 人以下

政令特例業種	資本金	常時使用する従業員数
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造器用並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3 億円以下	900 人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下
旅行業	3 億円以下	300 人以下

※資本金又は常時使用する従業員数のいずれかが該当する場合は、ご利用いただけます。

※生計を一つにしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員は、従業員数に含まれません。

※組合は、当該組合が保証対象業種を営むもの、又はその構成員の 3 分の 2 以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。

※医療法人、医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人又は社団法人は、常時使用する従業員数が 300 人以下の場合は対象となります。

※特定非営利活動法人は、常時使用する従業員数が 300 人（小売業を主たる事業とする事業者については 50 人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については 100 人）以下の場合は対象となります。

※製造業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいいます。

3. 業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただけます。

ただし、農林・漁業、風俗営業飲食店（公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのないものを除く。）、性風俗関連特殊営業、一部の金融業、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く保険業、学校法人、宗教法人等、その他中小企業信用保険法等において対象業種と認められない業種については、ご利用いただくことができません。

また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

信用保証の内容

1. 保証限度

個人・法人	2 億 8,000 万円（無担保保証 8,000 万円含む）
組 合	4 億 8,000 万円（無担保保証 8,000 万円含む）

※国の施策による特別な資金を対象にした保証については、制度ごとに別枠で限度額が定められています。

※上記保証限度額のうち、無担保保証の限度額は 8,000 万円です。

なお、無担保保証の限度額には無担保無保証人保証の限度額 2,000 万円を含みますが、ご利用に際しては別途要件があります。（従業員数、居住要件、納税要件等）

2. 保証期間

普通保証	運転資金は 5 年以内、設備資金は 15 年以内としております。 各保証制度等に定めがある場合は、その定めによります。
信用保証協会制度保証 県・市町村制度保証 国の施策制度保証	それぞれの制度の定めによります。 （主な保証制度は P13 をご覧ください。）

3. 資金使途

事業経営に必要な「運転資金」と「設備資金」に限られており、次のような資金は対象となりません。

- ① 生活資金、住宅資金、投機資金
- ② 転貸資金（組合の転貸貸付を除く。）
- ③ 金融機関から直接借入れした資金（信用保証協会の保証がない融資金）を返済するための資金（信用保証協会が認めた場合を除く。）

4. 連帯保証人

必要となる場合があります。

ただし、次のような特別な事情がある場合を除き、法人代表者以外の連帯保証人は必要ありません。

- ① 実質的な経営権を有している方、経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）が連帯保証人となる場合
- ② 経営者本人の健康上の理由により、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- ③ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合
個人事業主の場合は、連帯保証人は原則必要ありません。

なお、「経営者保証ガイドライン」等の趣旨を踏まえた経営者保証を不要とする取扱いや、保証料上乘せにより経営者保証を不要とする制度など、経営者保証を不要とする保証の推進に努めておりますので、詳細についてはお近くの保証担当部署までお問合せください。

信用保証料について

信用保証料は、中小企業者と信用保証協会との信用保証委託契約に基づき、信用保証協会の保証をご利用いただく対価としてお支払いいただくものです。

信用保証料は、信用保証協会が日本政策金融公庫に支払う信用保険料、代位弁済に伴う損失等、業務を運営する上で必要な費用に充当します。

1. 信用保証料率の弾力化

従来、原則一律であった信用保証料率が、平成 18 年 4 月から中小企業者の経営状況に応じた 9 区分の保証料率体系となりました。これを、保証料率の弾力化といいます。

2. 保証料率

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有対象制度(※)	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
責任共有対象外制度	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%

注：セーフティネット保証など政策的に配慮された保証制度は、一律の保証料率が適用されます。

また、県・市町村制度は、上記よりも一部低い保証料率体系となっています。

保証制度所定の保証料率は、P13 の「保証制度一覧」をご覧ください。

※責任共有保証料率について

平成 19 年 10 月の責任共有制度導入に伴い、金融機関が 20%の責任を負う責任共有の対象制度には「責任共有保証料率」が適用されます。

一方、創業後間もない方や、厳しい経営環境にある方などのために創設された一部の保証制度には、「責任共有外保証料率」が適用されます。

「責任共有保証料率」については、「融資金額に対する率」となっています。ご利用になる金融機関が「負担金方式」、「部分保証方式」のいずれの場合でも、お支払していただく保証料は同じになります。

※責任共有制度の詳細は、P8 をご覧ください。

3. 信用保証料率の決定

信用保証料率は、お客様の財務情報（貸借対照表・損益計算書）を中小企業信用リスク情報データベース（注 1）を用いて分析し、さらに非財務要因（注 2）を加味して決定します。

（注 1） 中小企業信用リスク情報データベース（略称：CRD）とは

○平成 13 年 3 月、中小企業庁が中心となり、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に信用保証協会を中心に創設された、中小企業に関する日本最大のデータベースです。

○中小企業信用リスク情報データベースには、日本全国の中小企業者の財務データが保有されています。このデータに基づき、皆様の企業の信用リスクが算出されます。

（注 2） 非財務要因とは

○全国 51 信用保証協会の共通の割引要因は、次のとおりです。

- ・担保をご提供いただいた場合
- ・会計参与設置会社に対する割引

当該中小企業者から、会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合

* 信用保証制度のご案内

保証制度一覧（R7.7.1 現在）

主な保証協会制度

（責：責任共有）

制度名	概 要	保証限度	保証期間	保証利率（年）
普通保証	一般的な事業資金を必要とする方	280,000 千円	運転 5 年以内 設備 15 年以内	責 0.45%～1.90% セーフティネット保証 (1～4,6 号) 0.90% (5,7,8 号) 責 0.80%
当座貸越根保証	反復継続的、安定的に資金を必要とする方	280,000 千円 50,000 千円以内は無担保	1 年間又は 2 年間 (期間延長可で最長 5 年又は 6 年)	責 0.39%～1.62%
事業者カードローン根保証	カード等を用いて反復継続的、安定的に小口資金を必要とする方	無担保扱い 1,000 千円～20,000 千円		
中小企業特定社債保証	一定の要件を備え社債の発行により資金調達を必要とする方	有担保扱 450,000 千円 無担保扱 200,000 千円	7 年以内	責 0.45%～1.90%
流動資産担保融資保証	売掛債権・棚卸資産を担保に資金調達を必要とする方	200,000 千円	根保証 1 年 個別保証 1 年以内	責 0.68%
経営力強化保証	認定経営革新等支援機関の支援を受けて、自ら事業計画策定等を行い、資金を必要とする方	無担保 80,000 千円 200,000 千円	運転 5 年以内 設備 7 年以内 借換を伴う場合 10 年以内	責 0.45%～1.75% セーフティネット保証（5 号） 責 0.80% 0.50%～2.00%
短期継続型保証「Sing」	一定の要件を具備し、一定期間短期資金を継続することにより、資金繰りの安定を必要とする方	50,000 千円	運転 1 年(1年毎の借換により最長5年) (ただし、新型コロナウイルス感染症の 影響を受けている方を対象に条件変更 にて最長令和8年3月31日まで延長可)	責 0.45%～1.90%
社会課題解決推進型 短期継続保証「10ing」	一定の要件を具備し、一定期間短期資金を継続することにより、資金繰りの安定を必要とする方	80,000 千円	運転 1 年 (1 年毎の借換により最長 10 年)	責 0.25%～1.70%
エステート 30	事業用不動産の取得等を必要とする方	200,000 千円	30 年以内	責 0.35%～1.80%
財務要件型無保証人保証	一定の財務条件の下で経営者保証を不要とする保証を行うことにより、積極的な設備投資及び事業拡大に繋がる資金を必要とする方	無担保 80,000 千円 200,000 千円	一括 2 年以内 分割 7 年以内	責 0.45%～1.90%
事業承継特別保証	一定の要件を満たし事業承継において、経営者を含めて保証人を徴求せず資金を必要とする方	無担保 80,000 千円 200,000 千円	一括 1 年以内 分割 10 年以内	責 0.45%～1.90% 一定要件を満たした場合 責 0.20%～1.15% 責 0.70%～2.35% セーフティネット保証（5 号） 責 1.05% or 1.25% 0.75%～2.65% セーフティネット保証（4 号） 1.15% or 1.35% 一部国から補助あり
事業者選択型経営者保証非提供 促進特別保証	一定の要件を満たし経営者を含めて保証人を徴求せず資金を必要とする方	無担保 80,000 千円	一括 1 年以内 分割 10 年以内	責 0.45%～1.90% 一部国から保証料補助あり 要件、申込年度によって補助率に変 動あり
協調支援型特別保証	次の（1）または（2）のいずれかに該当する方 （1）申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の 1 割以上（融資期間 1.2 か月以上）のフロー融資を受けること。 （2）申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。	無担保 80,000 千円 200,000 千円	10 年以内	責 0.45%～1.90% 一部国から保証料補助あり 要件、申込年度によって補助率に変 動あり

災害等対応保証制度

制度名	概 要	保証限度	保証期間	保証利率（年）
東日本大震災復興緊急保証	東日本大震災により、経営の安定に資金が必要な方、または事業再生に資金を必要とする方	①別枠 280,000 千円	10 年以内	0.80%
災害関係保証	東日本大震災で直接被害を受けた方で、事業再生に資金を必要とする方	②別枠 280,000 千円	運転 10 年以内 設備 15 年以内	0.70%
経営安定関連保証 （セーフティネット保証）	中小企業信用保険法第 2 条第 4 項各号のいずれかの規定に基づいた市町村の認定を有する方で経営の安定に資金を必要とする方	③別枠 280,000 千円	10 年以内	(1～4,6 号) 0.90% (5,7,8 号) 責 0.80%
危機関連保証	突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の影響を受け、事業継続や経営の安定のための資金を必要とする方	④別枠 280,000 千円	10 年以内	0.80%

※無制度の中小企業東日本大震災復興資金も①に合算して限度額を計算します。

①＋②＋③＋④合算限度
560,000 千円

普通保険・・・合算して 400,000 千円
無担保保険・・・合算して 160,000 千円

②＋③合算限度
280,000 千円

主な岩手県中小企業融資制度

制度名	概 要	保証限度	保証期間	保証利率（年）
商工観光振興資金保証	一般的な事業資金を必要とする方	運転 50,000 千円 設備 100,000 千円 (制度の上限は 100,000 千円)	運転 10 年以内 設備 15 年以内	責 0.45%～1.50% セーフティネット保証 (1～4,6 号) 0.70% (5,7,8 号) 責 0.60%
中小企業経営安定資金保証	一般対策 経営の安定に支障をきたし、資金を必要とする方	80,000 千円まで	運転 15 年以内	
	原油高対策 原油高の上昇の影響を受け、資金を必要とする方	セーフティネット保証は 別枠 80,000 千円		
	災害対策 災害救助法の適用対象となった災害の発生後、経営環境が悪化し資金を必要とする方			
	経営力強化対策 認定経営革新等支援機関の支援を受けて、自ら事業計画策定等を行い、資金を必要とする方	80,000 千円	運転 5 年以内 設備 7 年以内 借換の場合は 10 年以内	責 0.45%～1.35% 0.50%～1.60%
	経営改善サポート 支援機関の支援を受けながら、事業再生を図るための資金を必要とする方	80,000 千円 (他の対策資金併用の場合は合計 1 億 60,000 千円)	15 年以内	責 0.60% ※保証付きの既往借入金を借り 換える場合は 0.80%
普通小口資金保証	一般的な小口の資金を必要とする方	20,000 千円	運転 5 年以内 設備 7 年以内	責 0.45%～1.50%
小規模小口資金保証 (責任共有対象外)	小口の資金を必要とする方（従業員 20 人以下（商業、サービス業は 5 人以下））	20,000 千円	運転 5 年以内 設備 7 年以内	0.45%～1.50%
特別小口資金保証	所得税、事業税等を完納している小口の資金を必要とする方（従業員 20 人以下（商業、サービス業は 5 人以下）でこれ以外の保証債務残高がない方）	20,000 千円	運転 5 年以内 設備 7 年以内	0.70% (NPO 法人は責 0.60%)
育成資金保証	資格・勤務経験等を生かした新たに事業を開始するための資金を必要とする方	運転 20,000 千円 設備 40,000 千円（運転設備併用の 場合は 40,000 千円以内）	運転 10 年以内 設備 15 年以内	責 0.45%～1.50%
創業資金保証	事業を営んでいない個人により県内で新たに事業を開始するための資金を必要とする方	運転 35,000 千円	運転・設備 10 年以内	創業関連保証 0.70% 責 0.45%～1.50%
若者・女性創業支援資金保証	事業を営んでいない個人により県内で新たに事業を開始するための資金を必要とする方	運転 10,000 千円	運転・設備 10 年以内	創業関連保証 0.00% 県及び当協会が保証料補給を実施 するため自己負担無し
中小企業成長促進資金保証	成長応援資金 雇用増加、事業拡大、新分野への進出等のための資金を必要とする方	50,000 千円	10 年以内	責 0.45%～1.50% セーフティネット保証 (1～4,6 号) 0.70% (5,7,8 号) 責 0.60% 経営革新関連保証 0.60%
	事業承継資金 円滑な事業承継のための資金を必要とする方	80,000 千円	10 年以内	責 3 年以内 2.10% 3 年超 10 年以内 2.30%
中小企業東日本大震災復興資金保証	東日本大震災により著しい被害を受け、経営の安定のために資金を必要とする方	80,000 千円	15 年以内	0.80%
経営者保証非提供促進資金保証	一定の要件を満たし経営者を含めて保証人を徴求せず資金を必要とする方	80,000 千円 セーフティネット保証は 別枠で 80,000 千円	10 年以内	責 0.70%～1.95% うち、経営者保証非提供に伴う上乗 せ保証料は、0.25%又は 0.45% ～R8.3.31 申込分については、国が 0.10%を補助
いわて事業承継促進資金保証	事業承継時に保証人を付さずに資金を必要とする方	80,000 千円	10 年以内	責 0.45%～1.50% 一定の要件を満たした場合 責 0.50%～1.60%

市町村制度

制度名	概 要	保証限度	保証期間	保証利率（年）
市町村中小企業振興資金保証	各市町村の要綱等に定める対象者	小口 12,500 千円 中口 37,500 千円 ※小口・中口を合わせて 37,500 千円以内 経営安定 25,000 千円 開業 12,500 千円 ※小口・中口・経営安定・開業を 合わせて 50,000 千円以内	運転 7 年以内 設備 10 年以内	責 0.45%～1.70% 特小 0.90% (NPO 法人の特小は 責 0.80%) セーフティネット保証 (1～4,6 号) 0.70% (5,7,8 号) 責 0.60%

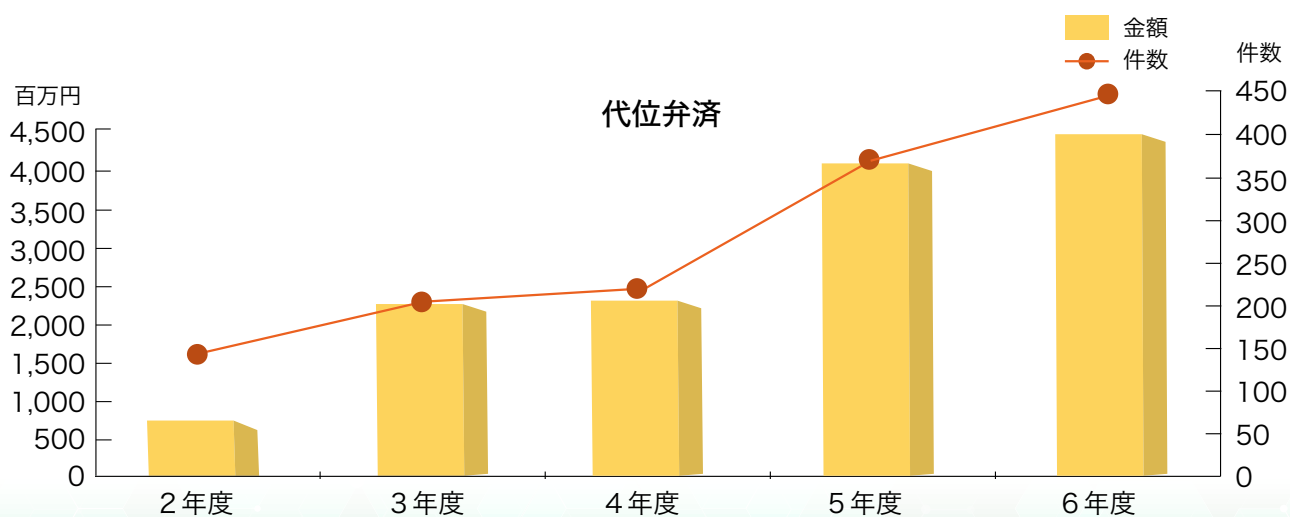
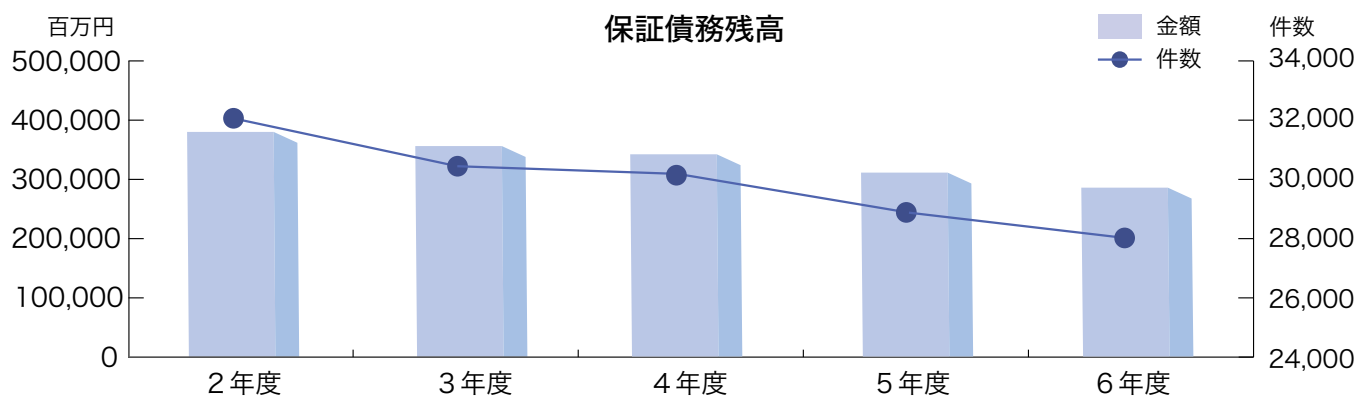
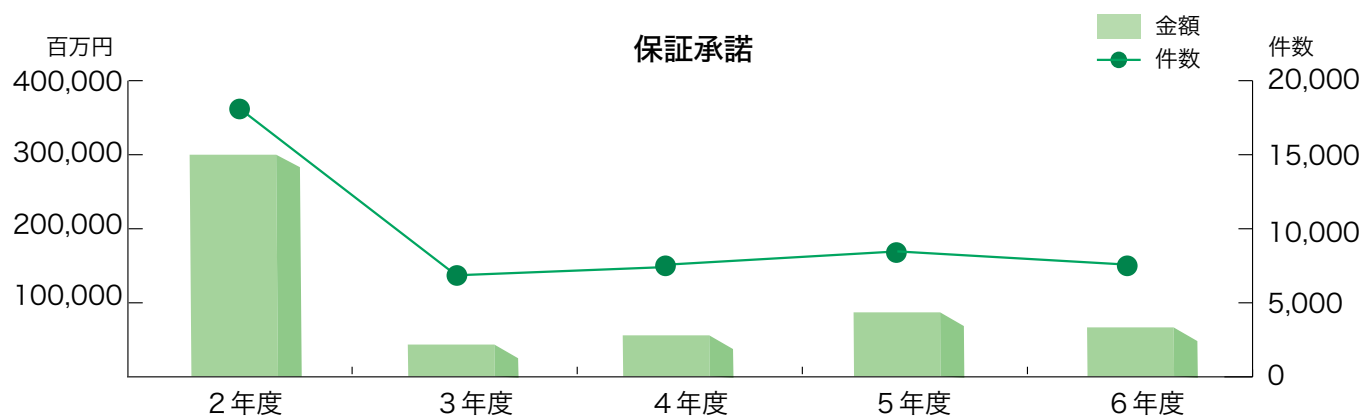
※市町村の融資制度についてのお問合せは、信用保証協会、各市町村、商工会議所、商工会の窓口へご相談ください。

* 信用保証業務の状況

保証承諾・保証債務残高・代位弁済の推移

(単位：千円)

年 度	保証承諾		保証債務残高		代位弁済	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
令和 2 年度	18,325	302,534,090	32,091	385,186,865	138	767,588
令和 3 年度	6,159	50,516,707	31,323	365,932,474	198	2,258,097
令和 4 年度	6,526	64,200,382	31,145	346,304,106	238	2,295,620
令和 5 年度	7,188	85,124,695	29,022	307,533,169	359	4,068,344
令和 6 年度	6,923	76,688,570	28,506	287,997,282	444	4,830,716

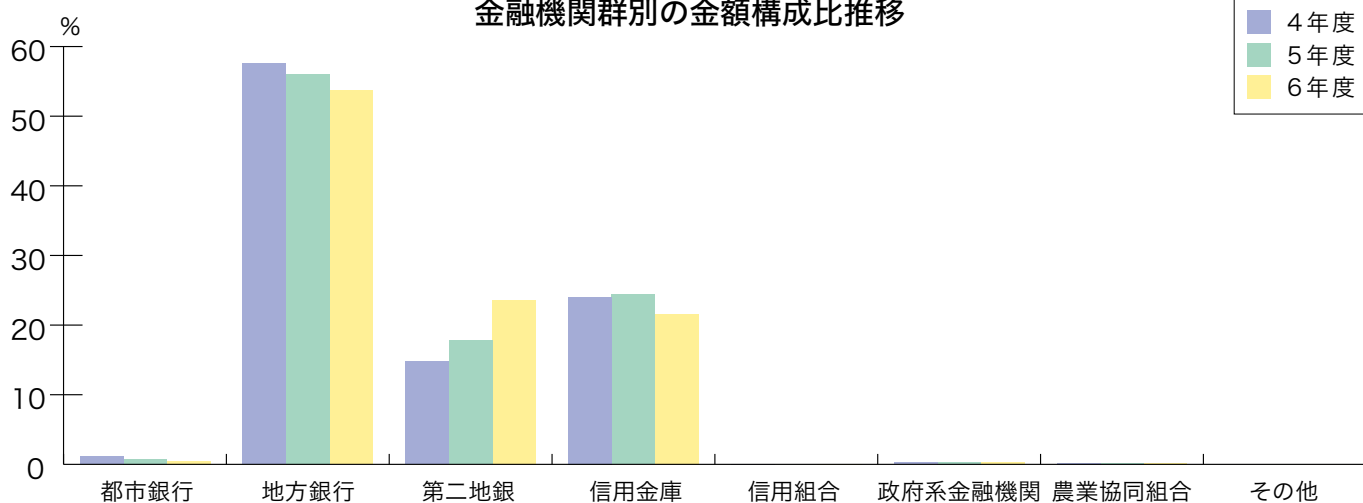


金融機関群別の保証承諾推移

(単位:百万円、%)

	4 年度			5 年度			6 年度		
	金 額	前期比	構成比	金 額	前期比	構成比	金 額	前期比	構成比
都 市 銀 行	640	222.2	1.0	100	15.6	0.1	168	167.6	0.2
地 方 銀 行	38,071	128.5	59.3	49,391	129.7	58.0	41,974	85.0	54.7
第二地方銀行	9,883	119.9	15.4	14,700	148.7	17.3	17,167	116.8	22.4
信 用 金 庫	15,194	125.5	23.7	20,429	134.5	24.0	16,919	82.8	22.1
信 用 組 合	0	—	0.0	23	—	0.0	0	—	0.0
政府系金融機関	165	174.8	0.3	197	119.5	0.2	125	63.3	0.2
農業協同組合	248	147.3	0.4	284	114.7	0.3	337	118.6	0.4
そ の 他	0	—	0.0	0	0.0	0.0	0	—	0.0
合 計	64,200	127.1	100.0	85,125	132.6	100.0	76,689	90.1	100.0

金融機関群別の金額構成比推移

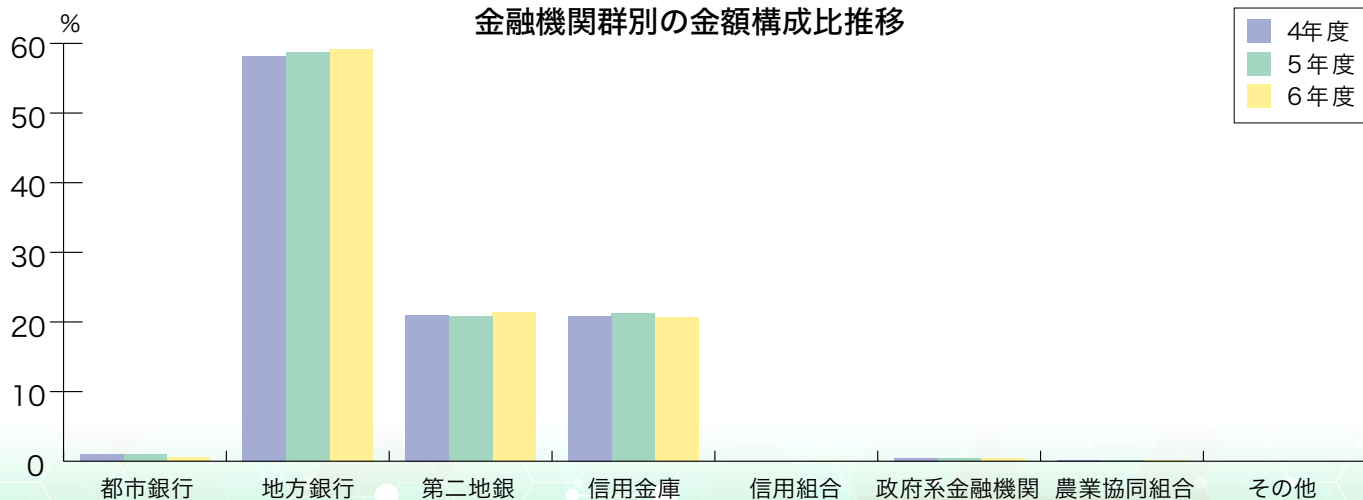


金融機関群別の保証債務残高推移

(単位:百万円、%)

	4 年度			5 年度			6 年度		
	金 額	前期比	構成比	金 額	前期比	構成比	金 額	前期比	構成比
都 市 銀 行	1,716	96.1	0.5	1,552	90.4	0.5	1,155	74.4	0.4
地 方 銀 行	202,066	94.9	58.3	179,941	89.1	58.5	168,765	93.8	58.6
第二地方銀行	69,470	92.8	20.1	60,142	86.6	19.6	57,332	95.3	19.9
信 用 金 庫	70,201	95.6	20.3	63,884	91.0	20.8	58,763	92.0	20.4
信 用 組 合	723	97.5	0.2	146	20.1	0.0	118	81.1	0.0
政府系金融機関	1,055	90.2	0.3	955	90.5	0.3	907	95.0	0.3
農業協同組合	1,073	102.6	0.3	914	85.2	0.3	958	95.4	0.3
そ の 他	0	—	0.0	0	—	0.0	0	—	0.0
合 計	346,304	94.6	100.0	307,533	88.8	100.0	287,997	93.6	100.0

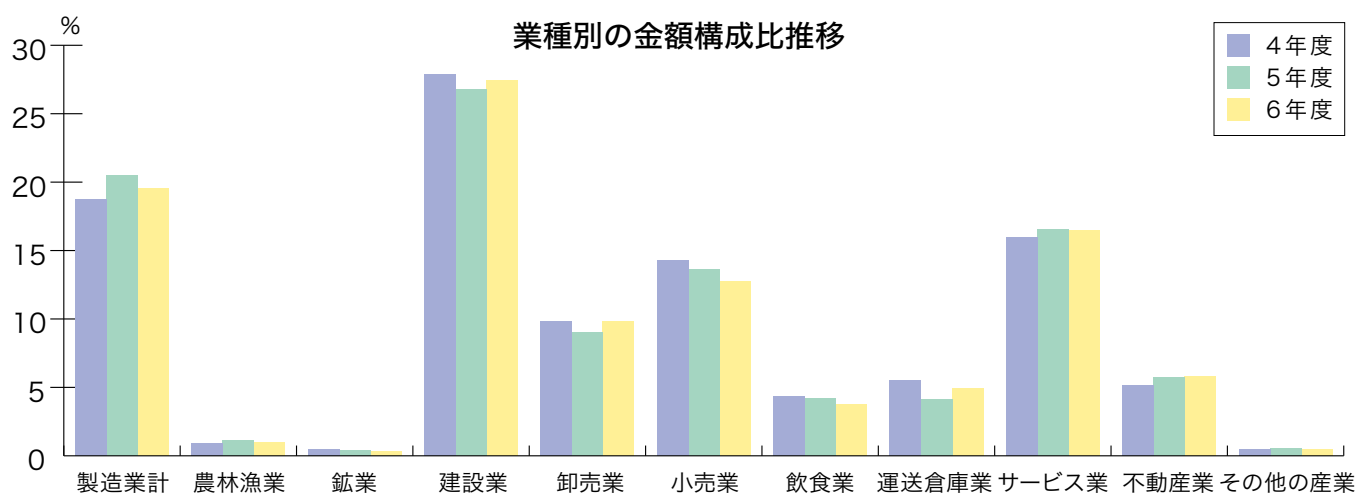
金融機関群別の金額構成比推移



業種別の保証承諾推移

(単位:百万円、%)

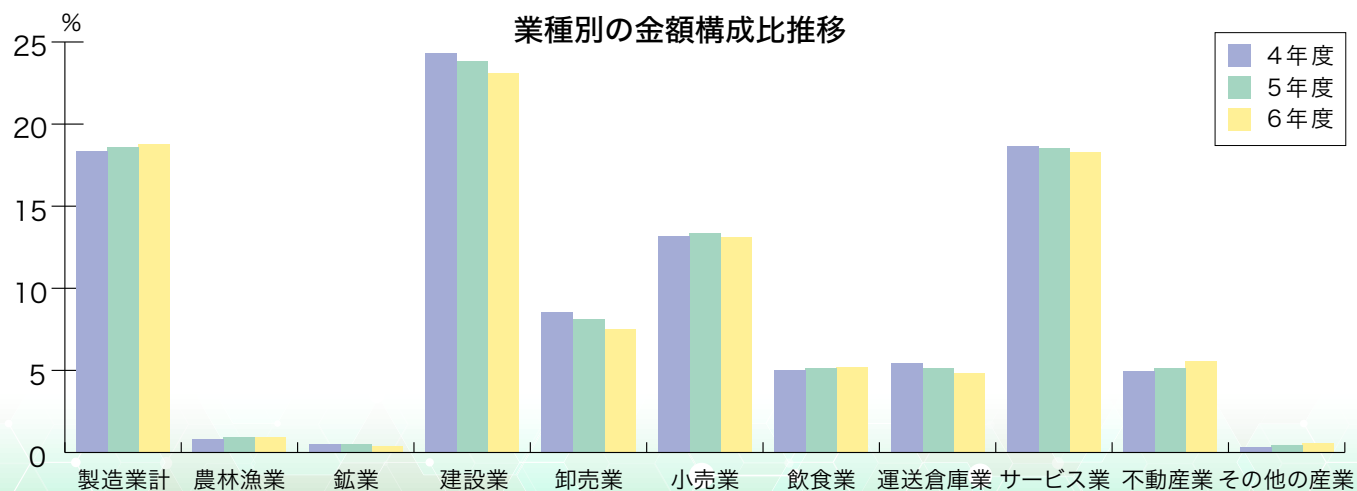
	4 年度			5 年度			6 年度		
	金 額	前期比	構成比	金 額	前期比	構成比	金 額	前期比	構成比
製 造 業 計	11,622	127.2	18.1	17,308	148.9	20.3	14,704	85.0	19.2
農 林 漁 業	884	126.7	1.4	1,378	155.8	1.6	1,260	91.5	1.6
鉱 業	232	95.1	0.4	238	102.6	0.3	141	59.4	0.2
建 設 業	185,520	138.5	28.8	22,991	124.1	27.0	21,730	94.5	28.3
卸 売 業	5,834	139.7	9.1	7,288	124.9	8.6	7,012	96.2	9.1
小 売 業	8,736	142.2	13.6	10,884	124.6	12.8	8,838	81.2	11.5
飲 食 業	2,609	100.7	4.1	3,449	132.2	4.1	2,754	79.9	3.6
運 送 倉 庫 業	3,452	124.0	5.4	3,214	93.1	3.8	3,586	111.6	4.7
サ ー ビ ス 業	8,622	105.3	13.4	12,902	149.6	15.2	11,722	90.9	15.3
不 動 産 業	3,544	121.6	5.5	5,057	142.7	5.9	4,600	91.0	6.0
そ の 他 の 産 業	144	54.9	0.2	416	287.8	0.5	341	82.0	0.4
合 計	64,200	127.1	100.0	85,125	132.6	100.0	76,689	90.1	100.0



業種別の保証債務残高推移

(単位:百万円、%)

	4 年度			5 年度			6 年度		
	金 額	前期比	構成比	金 額	前期比	構成比	金 額	前期比	構成比
製 造 業 計	64,796	94.5	18.7	57,931	89.4	18.8	55,331	95.5	19.2
農 林 漁 業	3,295	98.3	1.0	3,254	98.8	1.1	3,324	102.2	1.2
鉱 業	1,704	92.8	0.5	1,315	77.2	0.4	1,216	92.4	0.4
建 設 業	79,069	93.6	22.8	68,051	86.1	22.1	62,834	92.3	21.8
卸 売 業	29,316	94.5	8.5	25,030	85.4	8.1	23,244	92.9	8.1
小 売 業	45,131	93.9	13.0	40,457	89.6	13.2	36,965	91.4	12.8
飲 食 業	17,607	96.2	5.1	16,643	94.5	5.4	15,528	93.3	5.4
運 送 倉 庫 業	18,643	95.0	5.4	15,957	85.6	5.2	14,412	90.3	5.0
サ ー ビ ス 業	65,576	95.8	18.9	57,659	87.9	18.7	53,757	93.2	18.7
不 動 産 業	18,645	96.1	5.4	18,733	100.5	6.1	18,987	101.4	6.6
そ の 他 の 産 業	2,522	89.4	0.7	2,503	99.3	0.8	2,401	95.9	0.8
総 合 計	346,304	94.6	100.0	307,533	88.8	100.0	287,997	93.6	100.0



* 令和6年度の事業概要

保証状況

当期の保証承諾は、76,689 百万円となり、前期比 90.1%と前期を下回り、目標額に対する達成率も 90.2%と下回りました。

保証債務残高は、287,997 百万円となり、前期比 93.6%と前期を下回り、目標額に対する達成率も 98.6%と下回りました。

保証債務平均残高は、297,090 百万円となり、前期比 92.1%と前期を下回り、目標額に対する達成率は 100.0%と目標額を達成しました。

(単位：百万円、件、%)

区 別	目標額	当 期		達成率	前 期		前期比	
		件 数	金 額		件 数	金 額	件 数	金 額
保 証 承 諾	85,000	6,923	76,689	90.2	7,188	85,125	96.3	90.1
保 証 債 務 残 高	292,000	28,506	287,997	98.6	29,022	307,533	98.2	93.6
保証債務平均残高	297,000	28,634	297,090	100.0	29,867	322,399	95.9	92.1

被災企業支援の状況

東日本大震災で被災した企業には、当協会職員が直接面談して業況や必要な支援ニーズの確認等を行いながら、フォローアップを継続しています。

また、債権買取支援先については、産業復興相談センター及び東日本大震災事業者再生支援機構と連携してアフターフォローを行うなど、追加支援やエグジットファイナンス等の必要な支援を関係機関とも連携して実施しています。

機構別債権買取支援企業数

譲渡先 (買取先)	支援実施 企業数累計
産業復興機構	104
東日本大震災事業者 再生支援機構	125
合 計	229

機構別エグジットファイナンス支援企業数、金額

(単位：百万円)

譲渡先 (買取先)	支援先のうちエグジットファイナンス支援	
	企業数	保証承諾
産業復興機構	68	2,331
東日本大震災事業者 再生支援機構	18	406
合 計	85	2,727

代位弁済及び求償権等の状況

当期の代位弁済は事故受付の増加により 4,831 百万円（前期比 118.7%）となりました。また、求償権等の回収（対債務者）は、618 百万円（同 147.5%）と前期を上回りました。

求償権の残高（対債務者）は、代位弁済が増加したことから 44,235 百万円（同 106.9%）と前期を上回りました。

（単位：百万円、件、%）

期 別 区 分	計画額	当 期		計画比	前 期		前期比	
		件 数	金 額		件 数	金 額	件 数	金 額
代位弁済	5,000	444	4,831	96.6	359	4,068	123.7	118.7
	（債権買取に伴うもの）	0	0	—	0	0	—	—
求償権等回収 （元金）	525	41	618	117.7	34	419	120.6	147.5
	（債権買取に伴うもの）	0	0	—	0	0	—	—
求償権残高	44,994	4,560	44,235	98.3	4,277	41,395	106.6	106.9

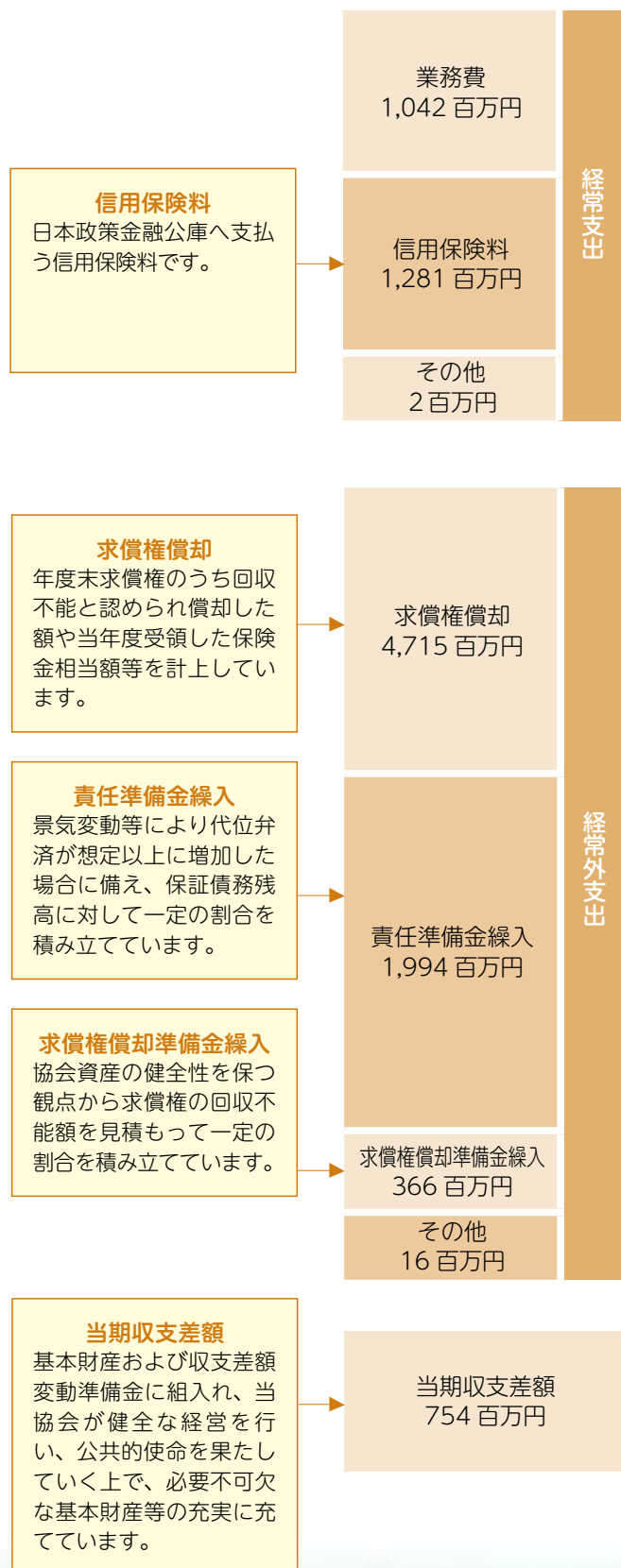
収支計算書 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位：円)

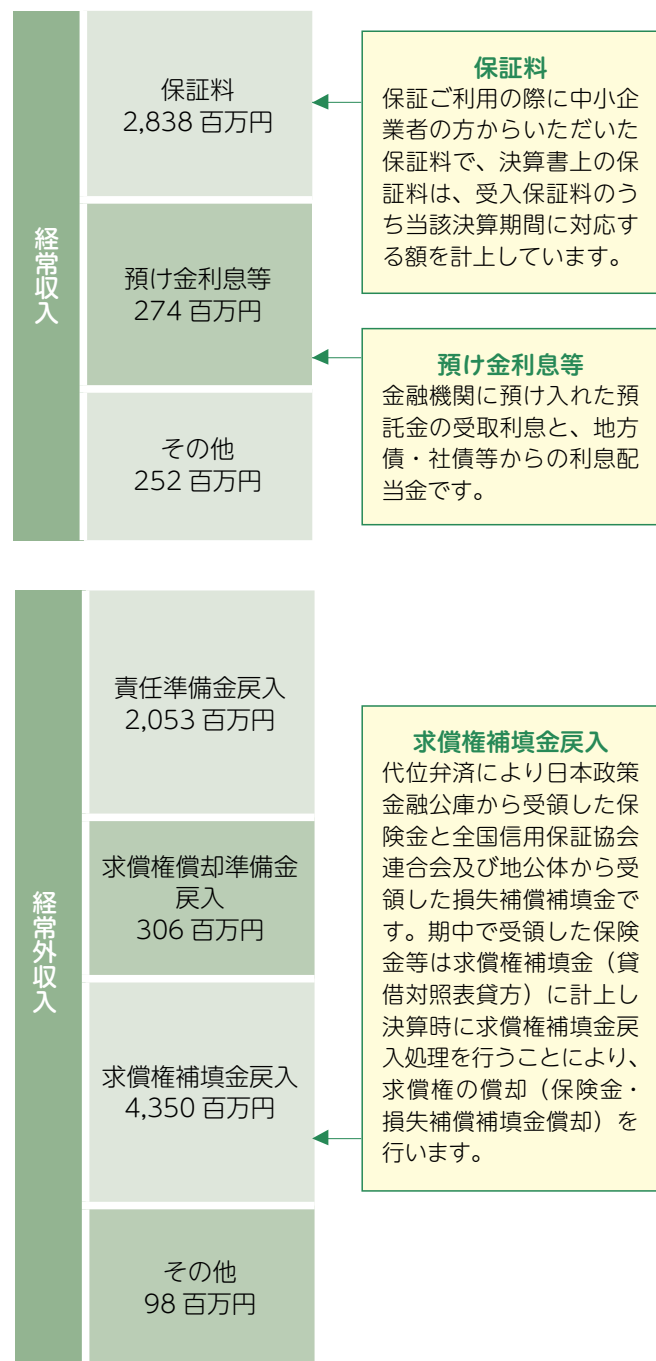
収 入	
科 目	金 額
経常収入	3,364,742,137
保証料	2,838,313,983
預け金利息	2,464,103
有価証券利息・配当金	271,752,308
調査料	0
延滞保証料	45,000
損害金	23,482,082
事務補助金	69,240,640
責任共有負担金	139,718,000
雑収入	19,726,021
経常支出	2,325,182,883
業務費	1,041,789,918
借入金利息	0
信用保険料	1,281,216,568
責任共有負担金納付金	0
雑支出	2,176,397
経常収支差額	1,039,559,254
経常外収入	6,806,339,190
償却求償権回収金	97,538,688
責任準備金戻入	2,052,593,008
求償権償却準備金戻入	306,377,162
求償権補てん金戻入	4,349,830,332
保険金	4,023,026,277
損失補償補てん金	326,804,055
補助金	0
その他収入	0
経常外支出	7,092,199,777
求償権償却	4,715,374,246
譲受債権償却	0
有価証券償却	0
雑勘定償却	12,931,960
退職金	2,997,865
責任準備金繰入	1,994,216,297
求償権償却準備金繰入	366,378,942
その他支出	300,467
経常外収支差額	△ 285,860,587
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	753,698,667
収支差額変動準備金繰入額	376,000,000
基本財産繰入額	377,698,667

収支計算書の用語説明

支 出



収 入



貸借対照表（令和7年3月31日現在）

(単位：円)

借 方	
科 目	金 額
現金	0
現金	0
小切手	0
預け金	5,069,200,757
当座預金	0
普通預金	3,737,623,135
通知預金	0
定期預金	1,330,000,000
郵便貯金	1,577,622
金銭信託	0
有価証券	35,668,285,651
国債	0
地方債	17,122,893,742
社債	18,538,182,567
株式	2,000,000
受益証券	0
その他有価証券	0
新株予約券	0
再生ファンド出資	5,209,342
動産・不動産	972,893,872
事業用不動産	880,535,773
事業用動産	92,358,099
所有動産・不動産	0
損失補償金見返	2,058,908,746
保証債務見返	287,997,282,200
求償権	1,328,035,733
譲受債権	0
雑勘定	654,117,525
仮払金	7,610,964
保証金	20,000
厚生基金	13,388,280
連合会勘定	0
未収利息	50,839,100
未経過保険料	582,259,181
合 計	333,748,724,484

貸 方	
科 目	金 額
基本財産	24,302,599,198
基金	9,507,430,695
基金準備金	14,795,168,503
制度改革促進基金	0
収支差額変動準備金	9,356,466,581
責任準備金	1,994,216,297
求償権償却準備金	366,378,942
退職給与引当金	459,025,743
損失補償金	2,058,908,746
保証債務	287,997,282,200
求償権補てん金	0
保険金	0
損失補償補てん金	0
借入金	0
長期借入金	0
内公庫分	0
短期借入金	0
内公庫分	0
収支差額変動準備金造成資金	0
雑勘定	7,213,846,777
仮受金	1,773,863
保険納付金	25,563,497
損失補償納付金	4,098,577
未経過保証料	7,181,006,085
未払保険料	838,437
未払費用	566,318
合 計	333,748,724,484

財産目録（令和7年3月31日現在）

(単位：円)

資 産	
科 目	金 額
現金	0
預け金	5,069,200,757
金銭信託	0
有価証券	35,668,285,651
その他有価証券	0
動産・不動産	972,893,872
損失補償金見返	2,058,908,746
保証債務見返	287,997,282,200
求償権	1,328,035,733
譲受債権	0
雑勘定	654,117,525
合 計	333,748,724,484

負 債	
科 目	金 額
責任準備金	1,994,216,297
求償権償却準備金	366,378,942
退職給与引当金	459,025,743
損失補償金	2,058,908,746
保証債務	287,997,282,200
求償権補てん金	0
借入金	0
雑勘定	7,213,846,777
合 計	300,089,658,705
正味資産	33,659,065,779

貸借対照表の用語説明

借 方		貸 方	
現金・預け金 保証の利用を促進するため及び代位弁済の支払い準備資産等として金融機関へ預け入れしています。	現金・預け金 5,069 百万円	基本財産 24,303 百万円	基本財産 一般企業の資本金に相当します。県市町村からの出捐金、金融機関からの負担金及び収支差額の累積額から成り立っています。
有価証券 全・有利な運用を行うため地方債・社債等を保有しています。	有価証券 35,668 百万円	収支差額変動準備金 9,356 百万円	収支差額変動準備金 収支に欠損が生じた場合や、急激な保証増加により、基本財産の増強が必要となった場合に備えて、協会の経営を安定させるために積み立てておくものです。
		責任準備金 1,994 百万円	
		求償権償却準備金 366 百万円	
		退職給与引当金 459 百万円	
求償権 決算書上の求償権は、代位弁済した金額から回収金ならびに償却分（保険金償却、損失補償金償却、自己償却分）を控除した額です。	不動産等 973 百万円 求償権 1,328 百万円	損失補償金 2,059 百万円	
		未経過保証料 7,181 百万円	未経過保証料 受領した保証料のうち当該決算期間を除いた未経過分（次年度以降に係る保証料）を計上しています。
未経過保険料 日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度に係る部分を計上しています。	未経過保険料 582 百万円 その他 290,128 百万円	未払保険料 1 百万円	
		その他 288,029 百万円	

◆基本財産とは

基本財産とは、一般企業の資本金に相当するものです。

信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。このことから、当協会が引き受けることができる保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の 46.6 倍（定款倍率）と定めています。

したがって、中小企業者等の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

◆基本財産の構成

基本財産は、①基金、②基金準備金で構成されています。

①基金は、県市町村からの拠出である出捐金と金融機関等負担金で構成されています。

②基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

＊ 経営諸計画の取組みへの評価

令和 6 年度経営計画の評価

1. 業務環境

(1) 地域経済及び中小企業の動向

令和 6 年度の県内経済は、社会経済活動がコロナ禍からの正常化が進み、雇用情勢については、企業の人手不足感の継続を背景に明るさが続いた。観光ではインバウンド需要が拡大しており、経済活動の中心となる個人消費についてもドラッグストアやコンビニエンスストアが牽引する形で拡大の動きとなっている。

生産活動は、やや弱含みとなったものの、住宅着工は増加し、個人消費も持ち直しの動きが継続していることから、全体として改善の動きとなった。

(2) 中小企業向け融資の動向

日本銀行などの資料によると、金融機関の貸出残高は前年を上回り、金利は令和 6 年 3 月に日本銀行がゼロ金利政策を解除し、政策金利を引き上げたことに伴い、地元金融機関においても短期プライムレート引上げが行われ、資金調達金利は上昇傾向で推移している。

(3) 岩手県内中小企業の資金繰り状況

日本銀行盛岡事務所による令和 7 年 3 月の短観業況判断ＤＩ（全産業ベース）における県内企業の資金繰り状況はマイナス 11 ポイント（令和 6 年 12 月調査：マイナス 14 ポイント）であり、依然として資金繰りがやや苦しい状況となっている。

(4) 岩手県内の雇用情勢

岩手労働局の発表によると、岩手県の令和 6 年度平均の有効求人倍率は 1.25 倍で、前年度（1.29 倍）を 0.04 ポイント下回った。

2. 重点課題について

(1) 保証部門

ア 積極的な信用保証

(ア) 短期継続型保証「5ing」（年間 238 件 2,660 百万円、件数前年比 297.5%）、「10ing」（年間 11 件 460 百万円、件数前年比 157.1%）等償還力に応じた各種保証制度を活用し、資金繰り面での不安を減らし収益力の改善、事業再構築に取り組めるよう、積極的な信用保証に努めた。

(イ) 企業訪問等（年間延べ 2,124 回）により事業性、将来性の理解を深めながら、事業継続に必要な資金の融資につながるよう、積極的な保証推進に取り組んだ。

(ウ) 金融機関との信頼関係の維持・強化により、「連携支援協調パッケージ」（年間 409 件 8,291 百万円、件数前年比 132.4%）で適切にリスク分担しながら、業績悪化企業等に対する連携支援体制の構築に努めた。

(エ) 経営者保証の提供を不要とする協会の取組みについて、金融機関の理解を得ながら企業に周知するとともに活用を促し、経営者保証を付さない保証（年間 355 件 9,743 百万円、件数前年比 148.5%）の取扱いを推進した。

イ 業務効率化による経営資源の集中

保証プロセス等見直し委員会で業務の見直し、効率化について議論し、令和 6 年 8 月に本支所間の稟議書回付のグループウェア利用開始、令和 7 年 3 月に審査基準と処務規程細則の一部改正（業務効率化のため条件変更を課支所長専決に変更、令和 7 年 4 月 1 日実施）を行った。

認証付電子保証書は、令和 6 年 7 月に宮古信用金庫と水沢信用金庫、同 8 月に北上信用金庫で取扱い開始となり、累計で 11 金融機関となった。

ウ ニーズに応える保証制度の創設

保証制度検討委員会で新制度創設、既存制度の改正を検討し、令和 6 年 9 月に「10ing」、「スモール」の利用要件を拡充する制度要綱の一部改正を行い、同 12 月には不動産取得に係る保証期間最大 30 年の長期資金「エステート 30」を新設した。12 月 4 日から取扱いを開始した同制度の利用実績は 17 件 420 百万円となった。

(2) 経営支援部門

ア 経営支援・再生支援の強化

(ア) コロナ禍で過大な債務を負った企業への支援

- a コロナ関連資金を利用している企業等で、財務内容が厳しく経営支援の必要性が高いと思われる企業に対し「プッシュ型」で支援を行った。

第 1 四半期は 200 先をリストアップし、95 先を訪問、うち 54 先に、第 3 四半期は 134 先をリストアップし、121 企業を訪問、うち 43 先に金融支援や経営支援を行った。

- b 企業が資金繰りの不安なく経営改善に取り組めるよう、資金繰表等を確認しながら支援した。
- c 令和 6 年 12 月から本格導入した「仮説・課題設定シート」を作成するとともに、「業種別支援の着眼点」や業種別審査事典を活用し経営課題を整理し、これを企業と共有して支援を進めた。

<専門家派遣実施状況>

※オンラインによるリモート開催も含む。

	派遣実施企業数	派遣による企業訪問回数
令和 6 年度	52 企業	延べ 364 回
(令和 5 年度)	(73 企業)	(延べ 466 回)

(イ) 創業から成長、再生（再チャレンジ）、事業承継に至る企業のライフステージに応じた伴走支援

- a 協会独自の創業セミナーを開催し、オンラインとリアル併用開催で、計 38 名が参加した。
また、岩手銀行と共催で女性起業家セミナーを実施（幸呼来対応）したほか、自治体や商工団体が開催する創業スクールに後援するとともに、要請に応じて講師を派遣した。
- b 創業案件は、創業者と面談を行い、必要に応じて日本政策金融公庫と協調して支援した。
創業後は DM を通じて支援ニーズを把握するとともに、状況に応じて、岩手県よろず支援拠点に持ち込む等連携しながらフォローアップを実施した。
- c 企業訪問先で事業承継ニーズが確認できた先 7 企業に対し、岩手県事業承継・引継ぎ支援センターにつないだほか、公庫事業承継マッチングサイトへも登録を行った。
また、事業承継ネットワークから事業承継診断の協力依頼を受け、7 月までに集中実施した結果、10 企業から回答があり、同ネットワークに提出した。
- d 岩手県中小企業活性化協議会（以下活性協）が関与し実質的に債権放棄を伴う再生案件 4 件（第二会社方式 2 企業、直接放棄 1 企業 不等価譲渡 1 企業）については、金融機関と連携しながら協議を進め、計画の合意成立に至った。
また、活性協への相談持込みは 33 件（直接 30 件、間接 3 件）の実績となった。

(ウ) 東日本大震災で被災した企業等への継続的支援

- a 岩手県産業復興相談センター及び東日本大震災事業者再生支援機構による債権買取企業及び被災企業に対し企業訪問によるフォローアップを実施した。

<被災企業に対する訪問実績>

	買取企業		買取以外の被災企業	
	訪問企業数	訪問回数	訪問企業数	訪問回数
令和6年度	12企業	延べ23回	15企業	延べ54回
(令和5年度)	(16企業)	(延べ58回)	(35企業)	(延べ86回)

- b 債権買取企業のエグジットについては一服感あり、件数・金額共に低水準となった。

<エグジットファイナンス 保証承諾実績>

	企業数	保証承諾金額
令和6年度	1企業	11,000千円
(令和5年度)	(10企業)	(141,776千円)

※ エグジットファイナンス資金には、両機構への返済資金のほかに、必要な運転資金等も含まれる場合がある。

(エ) 効果的な経営支援手法の深化

- a 「仮説・課題設定シート」は上期で試行終了し、12月より正式運用を開始した。支所回覧には内部用イントラシステムのワークフローを活用し、効率化を図った。
- b 経営支援の効果検証については、経営支援事業効果検証実施要領に基づき、検証に必要なデータの蓄積及び効果検証の試行を進めている。
- c 引き続きグループウェア内で「月刊 経営支援！」を毎月発行し、経営支援に関する情報を協会内で横展開した。

また、各部署の好事例を発表する経営支援取組事例審査会を開催し経営支援マインドの醸成を図ったほか、外部講師による業種別支援の着眼点をテーマとした協会業務研修会を開催し、地域金融機関の経営支援スキル向上に寄与した。

中小企業基盤整備機構から講師を招き、事業承継研修会を開催し、事業承継支援に係るノウハウの指導を受けた。

(オ) 関係機関との連携協調体制の強化

- a いわて中小企業事業継続支援センター会議等を通じて、自治体や商工団体等との情報交換を行った。また、国や県、支援機関の支援施策や補助金等の情報は、随時グループウェアで協会全体に共有した。

商工団体や金融機関、行政機関等との情報交換会を保証協会が事務局となり各地域で開催し、経営支援に関する支援情報の共有や各機関の目線合わせを行い、連携を強化した。(令和6年度開催地域：久慈、盛岡、釜石、一関)

FVC-Tohoku(株)が設立したTohokuライフサイエンス・インパクトファンドに対し、3.5百万円を出資した(出資約束額上限10百万円)。

よろず支援拠点との連携(橋渡し)を行ったほか、協会職員がよろず相談窓口以外部コーディネーターとして同席参加した。

(3) 期中管理部門

ア 金融機関との連携による期中管理の早期対応

- (ア) 内部管理用「延滞・事故保証債務ランク別実態報告書」を活用し金融機関との情報共有を行い、企業訪問等により延滞企業の事業実態と改善の方向性の把握に努め、連携しながら条件変更等による資金繰り支援に取組み、返済緩和等の条件変更承諾は年間2,949件47,211百万円(件数前年比113.8%、金額前年比121.4%)となった。

(イ) 当期事故受付は 648 件 6,175 百万円（金額前年比 110.3%）、期末事故残高 227 件 1,866 百万円（金額前年比 101.1%）とどちらも前年を上回った。金融機関と連携しながら、企業の実情に応じて返済緩和等の条件変更柔軟に対応し、正常化支援に努めた結果、事故調整累計額は 1,277 百万円（前年比 123.0%）となった。

(ウ) 信用保証料の未収については、令和 7 年 3 月集計時 2,247 千円。「未収保証料状況表」により管理し、延滞原因等を把握し特別分納等により早期解消に努めた。

(4) 回収部門

ア 適切な対応による回収

(ア) 代位弁済が避けられない案件で、定例入金及び担保処分が見込まれる先については、期中段階の交渉に回収担当者が同席することとし、令和 6 年度は 31 先（前年度 33 先）の交渉に同席の上、代位弁済後の初動対応に繋がった。（定例入金開始 9 先、前年度 9 先）

(イ) 入金や交渉が途絶えている先について、居住確認をオリファサービス債権回収株式会社等に 12 先（前年度 13 先）依頼し、弁済交渉のほか、求償金請求訴訟を行った。

(ウ) 担保売却を促進するため競売不動産売却情報をホームページに 24 先（前年度 14 先）、保証月報に 1 先（前年度 7 先）掲載し、情報提供に努めた。

(エ) 管理再生課回収担当 4 名及び沿岸 3 支所各回収担当に対し、ヒアリングを年 2 回実施し、回収見込・回収方針を共有した。

<法的手続>

	件 数
求 償 金 請 求 訴 訟	12 件（前年度 21 件）
支 払 督 促	11 件（ // 9 件）
不 動 産 競 売	13 件（ // 25 件）
債 権 差 押、仮 差 押	8 件（ // 27 件）
そ の 他	0 件（ // 0 件）
合 計	44 件（ // 82 件）

イ 企業、個人への再生支援

(ア) 求償権消滅保証等の主担当者を置き事業継続中の事業者 135 先を抽出（その中から訪問調査対象 19 先を抽出）の上、企業訪問し決算書を徴求する等実態把握を行ったが、対象先の業績悪化等により求償権消滅保証による事業再生は実現できなかった。事業継続しているものの、業況悪化等により求償権消滅保証による再生が見込める企業数は減少しているが、引き続き実態調査等による掘り起こしが必要である。

(イ) 「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務整理の申出先 13 先（前年度 4 先）に対し、活性協等が関与した再生計画に従って保証債務を免除した。

ウ 求償権管理の効率化に向けた体制整備

(ア) 管理事務停止について、291 件、2,613 百万円を処理した。（前年度 203 件、1,459 百万円）

求償権整理については、120 件、1,335 百万円を処理した。（前年度 210 件、2,041 百万円）

(イ) 督促等に係る折衝記録の回覧を電子化することとした他、月次の回収実績報告について報告方法や管理帳票の保管方法についてイントラネット上の共有フォルダの活用を進め、デジタル化による求償権管理事務の効率化に努めた。

- (ウ) 新たな回収ノウハウ獲得のため、当協会顧問弁護士を講師に勉強会を開催した。また、山形県信用保証協会及び福島県信用保証協会を視察し、管理回収に関する情報交換を行い業務の参考とした。

(5) その他間接部門

ア 組織の活性化

- (ア) 既存事業や業務プロセス、会議体について、聖域を設けず合理化、効率化、廃止等について検討するためリストアップし改善を図った結果、会議体の開催回数の削減や、諸手続きの電子化及び実態に即した諸規定の改正等を進めることができた。
- (イ) 風通しの良い職場づくりに関する情報を不断に収集し、顧問社労士を講師とした「コミュニケーション理論・スキル向上」研修を実施した。
- (ウ) 県内中小企業・小規模事業者の支援ニーズに対応可能な人材を育成するため、一般職員研修会等において経営支援業務に精通した講師を招き、実務的で即効性のある研修を企画実施した。

イ デジタル化の推進

- (ア) IT・情報セキュリティ等に関する資格取得に奨励制度を制定したほか、役職員のデジタル・リテラシーの底上げを図るため「Systemnews」の発行を行った。
- (イ) 認証付電子保証書の交付について主管課と連携して推進し、当年度は新たに3金融機関と取扱いを開始した。これにより取扱金融機関は合計で11金融機関となった。
- (ウ) 外部ベンダとも協働し、既存システムを安定稼働させるため、既存サーバ群を外部ベンダのデータセンターにハウジングを行った。

ウ コンプライアンス態勢の維持・強化、反社会的勢力排除の徹底

- (ア) コンプライアンス・プログラムに基づきコンプライアンス委員会、コンプライアンス担当者会議を各4回開催し、コンプライアンス態勢の維持・強化を図った。
- (イ) 反社会的勢力の介入排除に係る取組みに関する資料を岩手県暴力団追放推進センターから取り寄せ、各部署に提供した。また、「反社会的勢力との対応マニュアル」に基づく知見の拡大・知識の提供のため、コンプライアンス・ニュース別冊4号を発行し、啓発を行った。
- (ウ) 不祥事の発生防止のため、日常モニタリング活動確認シート及びコンプライアンス・チェックシートを活用してコンプライアンスの浸透状況を把握し、職員の倫理観向上を図った。
- (エ) コンプライアンスに関する啓発と組織風土の醸成のため、階層別内部研修会等においてコンプライアンス及びメンタルヘルスについて啓発を行った。また、コンプライアンスマガジン等15号まで発行し、啓発に努めた。
- (オ) 安否確認システムによる通報訓練を3回実施し、職員の安否確認ツールの習熟を図った。また、階層別内部研修会にて、経理部門、電算部門に係る適切な事務処理のための研修会を実施した。
- (カ) 個人データ管理規程に定められた安全管理の遵守状況の点検のため、年間計画に基づき各部署において責任者による点検を4回実施した。検査室では各部署の遵守状況を確認した。
- (キ) 定期検査時には管理職員に対しコンプライアンスに関するヒアリングを実施し、「個人データ持ち出し届出書」、「機器・記録媒体等持出使用簿」等による管理の実施状況について確認した。

3. 事業計画について

当協会の令和6年度の事業概況は、県の伴走支援資金の取扱い終了により、保証承諾は6,923件766億8,800万円余で、対前年度比は件数で96.3%、金額で90.1%、目標達成率は90.2%といずれも下回った。

保証債務残高は28,506件2,879億9,700万円余で、対前年度比は件数で98.2%、金額で93.6%、目標達成率は98.6%といずれも下回った。

代位弁済は444件48億3,000万円余で、対前年度比は件数で123.7%、金額で118.7%、計画額に対しては96.6%となった。回収は、6億1,800万円余(対債務者元金)、前年度比で147.5%、計画に対しては114.4%といずれも大幅に上回った。

4. 収支計画について

年度経営計画に基づき業務の適正な運営と経営の効率化に努めた結果、当期収支差額は7億5,300万円余（前年度比69.2%）となった。

この収支差額の処理については、3億7,600万円を収支差額変動準備金に、残額を基金準備金に繰入処理を行った。

5. 財務計画について

自己造成による基本財産の造成を図ることとしていることから基金の増加はなく、当期収支差額は7億5,300万円余のうち3億7,700万円余を基本財産に繰入れした結果、令和6年度の基本財産は、243億200万円余（前年度比101.6%）となった。

●外部評価委員会の意見等

【保証部門】

- ・ 短期継続型保証「5ing」等、償還力に応じた各種保証制度での組立てを提案し、「連携支援協調パッケージ」で金融機関と連携しながら積極的な信用保証に取り組んだこと及び経営者保証を付さない保証の取扱いを推進したことを評価します。
- ・ 「協調支援型特別保証制度」が全国統一制度として創設されるなど、金融機関との適切なリスク分担と一層の連携強化が求められており、「連携支援協調パッケージ」や「協調支援型特別保証制度」を活用し、引き続き金融機関との連携、信頼関係の維持・強化に努めることを期待します。

【経営支援部門】

- ・ 「仮説・課題設定シート」の導入等、経営支援の効果を高める工夫をしていること、及び関係機関と連携することで経営支援の実効性を高める取組みを継続していることを評価します。
- ・ エネルギーコストをはじめとする物価上昇や人手不足等により、厳しい経営環境におかれている企業が多いことに伴い、貴協会が主体となって、経営課題を企業や関係機関と共有しながら、金融・経営両面の一体型支援に取り組んだことを評価します。

【期中管理部門】

- ・ 金融機関との情報共有や企業訪問等により、延滞企業の事業実態と改善の方向性の把握に努め、今後の見通しや改善の方向性を確認しながら、金融機関と連携して返済緩和等の条件変更に対応し、正常化支援に積極的に取り組んだことを評価します。
- ・ コロナ関連保証等、保証料補給がある制度の取扱いが終了したことで、今後、未収保証料等の増加が懸念されることから、金融機関の理解も得ながら、引き続き保証料の管理を徹底しつつ、資金繰りの支援に取り組むことを期待します。

【回収部門】

- ・ 督促等に係る折衝記録回覧の電子化等、デジタル化によって求償権管理事務の効率化に取り組んだことを評価します。
- ・ 求償権整理について積極的に行うことにより、対債務者求償権残高の低減と求償権管理の効率化を図ることを期待します。

【その他間接部門】

- ・ 認証付電子保証書の交付については、すでに 11 金融機関で実施していることを評価し、引き続き利用機関の増加や信用保証申込の電子化を含めたデジタル化の推進に向けて積極的に取り組むことを期待します。
- ・ 令和 6 年度のコンプライアンス・プログラムに基づき、適切に取り組んでいることを評価し、さらに適宜必要に応じたコンプライアンス・プログラムの見直しを行い、取り組んでいくことを期待します。

＊ 業務の取組み

関係機関との連携

1. 金融機関との連携

県内中小企業の金融の円滑化と経営力向上のための経営支援を推進するため、各金融機関との連携の強化が極めて重要との認識のもと、毎年、以下の会議や研修会等を実施し、コミュニケーションを深めています。

金融懇談会、業務推進懇談会

金融機関ごとに本部営業統括部門（役員を含む。）との金融懇談会、本支所ごとに管轄内の各支店長を対象とした業務推進懇談会を開催し、県内中小企業の金融の円滑化と経営支援の連携をお願いするとともに、中小企業の金融情勢や経営支援の取組みについて情報交換を行っています。

勉強会

各金融機関の店舗ごとに、保証や期中管理の取扱いに係る留意点等について随時勉強会を実施し、信用保証への理解と中小企業金融に対する連携の協力をお願いするとともに、金融機関の担当者との信頼関係の強化に努めています。

年 度	実施回数
令和 2 年度	14
令和 3 年度	13
令和 4 年度	11
令和 5 年度	31
令和 6 年度	32

協会業務研修会

協会業務と中小企業への支援スタンス等をより深くご理解いただくため、地元金融機関の中堅融資・渉外担当者を対象とした「協会業務研修会」を実施しております。

令和6年度は、伊藤貢作様（北門信用金庫 企業支援室長）を講師に迎え、46名の方に参加いただき研修を実施しました。ワークショップでは、各機関の立場を踏まえた意見等が出され、活発な討議が行われました。



地域中小企業応援キャンペーン

県内中小企業者及び創業者に対し積極的な保証をもって応援することで、県内中小企業者の減少に歯止めを掛け、地域経済の活性化と地方創生に寄与すること、地域金融機関と連携強化を図りながら経営者保証に依存しない融資慣行の確立を目指すことを目的とした「地域中小企業応援キャンペーン」を実施しました。

令和6年度は、期間を7月1日から12月27日までとし、金融機関との連携強化のための「連携支援協調パッケージ」、創業者のための「創業者に対する保証」、経営者保証に依存しない融資慣行の確立のための「経営者保証を付さない保証」等に対し制度利用ポイントを設定したほか、安定した中小企業への保証支援を継続する上での一定の企業数の維持を図るために利用企業者数ポイントを設定の上実施しました。特にご協力をいただきました各グループの上位店舗合計32店舗を表彰させていただきました。



2. 商工団体との連携

商工会議所、商工会の経営指導員との連携

各保証担当部署において、管内の商工会議所、商工会の経営指導員との情報交換会を実施し、コミュニケーションを深め連携を強化しています。

3. 4 機関による創業連携

創業者の相談窓口の拡大や資金調達、創業計画書の策定に適切に対応が出来るよう、岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会、株式会社日本政策金融公庫及び当協の4機関が連携し、創業フォローアップセミナーを共催しています。

企業支援活動

県内中小企業は、コロナ禍の影響に加え、原材料や人件費等のコスト上昇で厳しい経営環境におかれています。

当協会では、企業訪問により直接経営者の方々と対話することにより、それぞれの企業の悩みや必要としている支援をお聞きし、専門家派遣等の当協会独自の支援に加え、他の支援機関等との連携も含め最適と思われる各種支援の提供を行っています。

また、東日本大震災で被災した企業に対しても、継続的な企業訪問を通じて業況やご要望等を確認し、実情に応じた支援を実施しています。

1. 被災企業への支援

保証担当部署と経営支援課が連携して被災企業を直接訪問し、現況や要望をお聞きした上で、関係機関とも連携・調整を図り、返済緩和や資金調達への対応など必要な支援を実施しました。東日本大震災被災企業への訪問実績は下記のとおりです。

※令和6年度 東日本大震災被災企業への訪問実績

企業数	延べ訪問回数
39 企業	100 回

※二重債務問題への対応

東日本大震災の被災企業は、震災前の借入金を抱えたまま事業再開に必要な資金を新たに借入せざるを得ない状況となり、いわゆる「二重債務」問題が発生することになりました。

この二重債務問題解消のため、岩手県産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構による債権買取の仕組みが作られ、震災前の借入金を両機構が一時的に買い取ることにより、被災企業の返済負担の軽減が図られました。

当協会でも債権買取に迅速かつ適切に対応するとともに、事業再開のための資金への保証対応も行うことで、被災企業の復旧・再生支援に積極的に取り組んできました。

現在は、両機構が買い取った債権を企業が買い戻すエグジットファイナンスにも積極的に対応しています。

岩手県産業復興機構による買取決定案件

令和6年度末までの累計	110 企業（うち信用保証協会関与先 104 企業）
-------------	----------------------------

東日本大震災事業者再生支援機構による支援決定案件（岩手県内）

令和6年度末までの累計	167 企業（うち信用保証協会関与先 125 企業）
-------------	----------------------------

2. コロナ禍等の影響を受けた企業への支援

コロナ禍やコスト上昇等の影響を受け、厳しい経営環境におかれているお客様と当協会が直接面談し、必要としている金融支援や経営支援を提供しています。

面談企業数	支援実施（注）
216 企業	97 企業

（注）支援内容は、返済条件の変更や新規保証などの金融支援と、経営課題解決のための専門家派遣などの経営支援の合計です。

3. 専門家派遣事業

企業の経営課題解決のため、専門家派遣を行っています。

専門家派遣の際は、当協会職員が同行し、専門家による支援がより効果的になるような独自のサポートも実施しています。

なお、専門家派遣の際には、取引金融機関にも可能な限り同行していただき、お客様の事業改善の取り組みに理解を深めていただいています。

年 度	利用企業数	派遣訪問回数
令和6年度	52 企業	364 回

4. 創業支援

創業を考えている方や創業後間もないお客様を対象に、当協会主催で「創業セミナー」を開催しました。

また、当協会の創業資金を利用していただいたお客様を対象に、フォローアップのためのダイレクトメールを発送し、希望されたお客様へは、創業後の悩みをお聞きするとともに、必要に応じて課題解決のための支援ツールの提供を実施しています。

当協会の女性職員で構成する女性起業家支援チーム＜幸呼来（さっくら）＞では、創業前のご相談や創業計画策定のお手伝い、金融機関の紹介、専門家派遣による支援等、女性創業者に寄り添った伴走支援を行っています。令和6年度は、久慈地域に住む若者や女性を対象に、久慈商工会議所、久慈市、保証協会の支援機関が連携して「若者女性創業予定者セミナー」を共同開催しました。



「創業セミナー」



幸呼来「若者女性創業予定者セミナー」

5. 事業再生への取り組み

経営環境の悪化等により経営状況が厳しくなったお客様の事業再生支援の取組は、当協会の企業支援部が中心となり、各金融機関と情報交換を行った上で、岩手県中小企業活性化協議会（活性協）等と連携を図りながら積極的に推進しています。

また、当協会が代位弁済して求償権を取得した企業でも、自力再生の可能性のある場合は、金融の正常化を実現させるための求償権消滅保証の支援を積極的に行っています。

岩手県中小企業活性化協議会への再生計画策定支援関与実績

年 度	計画策定完了案件数
令和6年度	2 件

※活性協の再生計画策定支援と収益力改善計画策定支援の合計

6. 企業訪問

企業訪問により直接中小企業の皆さまの声をお聞きすることで、経営上のお悩みやご要望を共有し、必要に応じて「保証提案」や「経営課題解決のための専門家派遣」等によるきめ細かい支援の実践に努めています。

「企業訪問」の実績

年 度	企業者数
令和4年度	1,933
令和5年度	1,870
令和6年度	1,627

7. 経営改善計画策定の費用補助

国が実施している「認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業」を利用して経営改善計画を策定する企業を支援するため、自己負担部分の一部を当協会が補助しています。

年 度	費用補助企業者数
令和 6 年度	19 企業

8. いわて中小企業事業継続支援センター会議

金融機関、支援機関、行政機関等が一堂に会し、経営支援や再生支援に関する情報交換、事例共有などを通じて参加機関の連携を強化することで、県内中小企業者の事業継続のための経営課題解決に向けた支援体制の構築を目的に設置されました。

当協会を含む 32 機関が参加し、令和 6 年度は 3 回開催されました。

※この会議は、当協会と岩手県が事務局となって平成 24 年 9 月に発足した「岩手県中小企業支援等連携会議」（通称「いわて企業支援ネットワーク」）の後継として令和 4 年度に立ち上げられたものです。

9. 相談窓口

本所営業部、各支所及び企業支援部企業支援課が相談窓口となって中小企業の皆さまの経営や資金繰りに関するご相談に随時応じています。

また、花巻市、北上市、久慈市の各商工会議所、商工会の相談窓口で定期的にご相談に応じているほか、中小企業経営診断システム（McSS）の財務分析結果の資料の提供など、経営計画の策定に係る支援もしていますので、ご相談ください。

広報活動

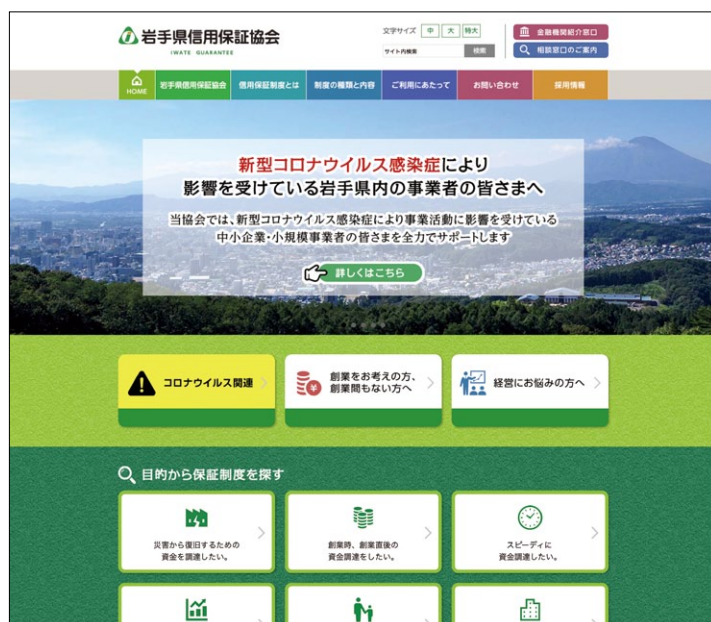
1. ホームページの活用

当協会では、より多くの方々に信用保証について理解を深めていただくため、ホームページを開設しています。

ホームページには、信用保証に関する基本的なことや各種保証制度のご紹介、不動産競売情報など、保証や協会業務等に関する情報を幅広く掲載しています。

今後とも、内容の充実に努め、最新情報を分かりやすくご提供します。

ホームページアドレス <https://www.cgc-iwate.jp>



2. 保証月報

毎月1回発行し、金融機関、市町村、商工会議所及び商工会等の関係機関に配布しています。



3. ノベルティグッズの作製

当協会では、より多くの方々に協会の業務内容を知っていただくため、「ノベルティグッズ」を作製しております。

「トートバック・消せるボールペン・付箋メモ用紙」を主に県内の中小企業者の方々に配布しています。

今後とも、内容の充実に努めるとともに、より多くの中小企業者の方々に協会のことを認知していただくよう努めます。



* コンプライアンス

コンプライアンス態勢

信用保証協会は、中小企業の育成振興を目的として「信用保証協会法」に基づいて設立認可された公的機関であり、「信用保証」を通じて中小企業金融の円滑化に努めるとともに、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、地域経済の活力ある発展に貢献するという役割を担っています。

このため、信用保証協会役職員は、倫理憲章及び具体的行動規範を基に行動をしていくことが求められています。

当協会は、令和6年4月からの3か年の中期事業計画において、経営理念に「積極的な“信用保証”ときめ細かい“経営支援”を通して、中小企業の金融円滑化と持続的成長を促し、地域経済の振興に貢献する」と掲げ、毎年度コンプライアンス・プログラムを策定し、社会からの揺るぎない信頼の確立にむけて、コンプライアンスに関する役職員の意識の共有化と行動の統一化に取り組んでいます。

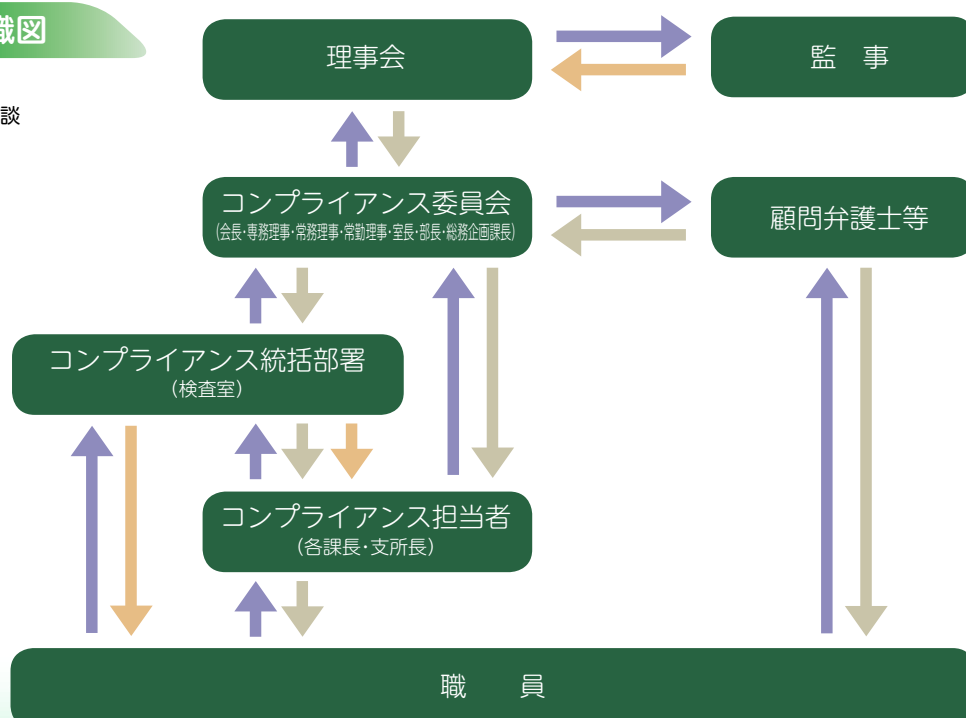
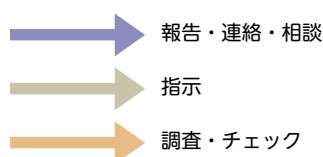
《信用保証協会倫理憲章》

- 1 信用保証協会の公共性と社会的責任
- 2 質の高い信用保証サービス
- 3 法令やルール of 厳格な遵守
- 4 反社会的勢力との対決
- 5 地域社会に対する貢献

《役職員の具体的行動規範》

- 1 法令・ルール等の遵守
- 2 誠実な職務の遂行
- 3 守秘義務の履行
- 4 職務上の地位と関係者との付き合い
- 5 コンプライアンス関連事項への対応
- 6 反社会的勢力（不当要求行為）との対決
- 7 外部からの苦情・トラブルへの対応
- 8 職場秩序の維持
- 9 違反行為の報告

コンプライアンス組織図



岩手県信用保証協会（以下「当協会」という。）は、信用保証協会法（昭和 28 年 8 月 10 日法律第 196 号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の 1. 「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用しません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用しません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データ（当協会が取得し、または取得しようとしている個人情報であって、当協会が個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。）について、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の 9. 「保有個人データ」の安全管理措置に関する事項に公表していますのでご覧ください。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第 27 条第 5 項第 1 号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には、適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は、当協会窓口（または郵送）に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口（または郵送）に持参（または郵送）ください。
- ・個人データの開示及び利用目的の通知につきましては、実費相当額（1 件につき 300 円）をいただきます。

(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- ・(6) (7) の具体的な手続につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3)「開示等の請求等に応じる手続き等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

- ・開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問窓口
〒020-0062 岩手県盛岡市長田町6番2号
岩手県信用保証協会 企業支援部保証統括課
TEL.019-654-1505
- ・苦情窓口
〒020-0062 岩手県盛岡市長田町6番2号
岩手県信用保証協会 総務部総務企画課
TEL.019-654-1500
- ・開示等の請求等に応じる手続き等に関する事項は、HP プライバシーポリシーに掲載の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」をご覧ください。

* 計画一覧

中期事業計画（令和6年度～令和8年度）について

岩手県信用保証協会は、中期ビジョンを「寄り添う！支える！そしてともに走る！」と定め、基本方針を「すべては中小企業支援のために…」と位置付けました。

中期事業計画概要（令和6年度～令和8年度）

経営理念

岩手県信用保証協会は、積極的な「信用保証」ときめ細かい「経営支援」を通して、中小企業の金融円滑化と持続的成長を促し、地域経済の振興に貢献します。

ビジョン

寄り添う！支える！そしてともに走る！

基本方針

すべては中小企業支援のために…

- ▶ 企業の持続的発展のため、**金融・経営両面の一体型支援**に取り組みます。
- ▶ 創造的破壊により**経営資源を中小企業支援に集中**します。
- ▶ 職員が**活き活きと働ける職場環境づくり**を推進します。

保証・期中部門

- 必要十分な信用供与
- 業務効率化による経営資源の集中
- ニーズに応える保証制度の創設
- 金融機関との連携による期中管理の早期対応

経営支援部門

- コロナ禍で過大な債務を負った企業への支援
- 創業から成長、再生（再チャレンジ）、事業承継まで企業のライフステージに応じた伴走支援
- 東日本大震災で被災した企業等への継続的支援
- 効果的な経営支援手法の深化
- 関係機関との連携協調体制の強化

回収部門

- 迅速な対応による適正な回収と求償権管理
- 企業、個人の再生支援への取り組み
- 効率的な求償権管理体制への変革

その他間接部門

- 組織の活性化
- デジタル化推進と体制整備
- コンプライアンス態勢の維持・強化、反社会的勢力排除の徹底

令和7年度経営計画

1 経営方針

(1) 業務環境

ア 岩手県の景気動向

日本銀行盛岡事務所による岩手県金融経済概況(2024年12月)によれば、「最終需要の動きをみると、公共投資は、横這い圏内の動きとなっている。設備投資は、減少している。個人投資は、緩やかに回復している。住宅投資は、弱い動きとなっている。この間、生産は、緩やかに持ち直している。雇用・所得環境は、改善している。消費者物価(除く生鮮食品)は、前年を上回っている。」とし、「県内経済は、緩やかに持ち直している。」と分析している。

今後についても、個人消費が堅調に推移するほか、生産活動も強含みとなるなど、緩やかな回復局面になることが期待されているが、不安定な国際社会情勢、人手不足の問題等、不透明な状況もみられることから引き続き注意していく必要がある。

イ 中小企業を取巻く環境

社会経済活動はコロナ禍からの正常化が進む一方で、少子高齢化や人口減少の進展等の構造的な課題に加え、原材料価格、人件費の高騰等、依然として厳しい経営環境が続いている。

東北財務局盛岡財務事務所による岩手県内経済情勢報告(令和7年1月)によれば、企業倒産は「件数、負債総額とも前年を上回って」おり、この先の政策金利引き上げに伴う借入コストの上昇も懸念される状況にて、今後の動向について緊張感をもって注視していくことが求められる。

また、県内の中小企業・小規模事業者(以下:「事業者」という。)の資金面の状況については、「新型コロナ関連保証制度」、「伴走支援型特別保証制度」等にて積極的に融資を受けた事業者も多く、急速に膨らんだ資金需要に一服感がみられることから、新規融資については当面鈍化傾向が続くものと思われる。

(2) 業務運営方針

当協会は、中期事業計画(令和6年度～令和8年度)において、中期ビジョンを「寄り添う!支える!そしてともに走る!」と定め、基本方針を「すべては中小企業支援のために…」とし、3つのテーマ「1. 企業の持続的発展のため、金融・経営両面の一体型支援に取り組みます。2. 創造的破壊により経営資源を企業支援に集中します。3. 職員が活き活きと働ける職場づくりを推進します。」と掲げ、県内事業者の支援に取り組んでいくこととしている。

前年度については、既存事業や業務プロセス、会議体について、業務の合理化、効率化の観点で検証し、見直し等に取り組んできた。

中期事業計画の2年目に当たる令和7年度については、これまで以上に職員のパフォーマンスを上げ、組織全体として業務の質的向上に努めていくことが重要である。

また、企業支援への集中、諸施策を推進していくためには、職員のスキルアップやモチベーションの維持高揚が図られる職場環境の整備に取り組むとともに、デジタル化の推進等が重要との認識の下、以下のとおり重点課題の解決に向けた方策を積極的に講じる。

2 重点課題

【保証部門】

(1) 現状認識

いわゆるコロナ禍の中で、過大な債務を背負った多くの事業者が、原材料価格の高騰の長期化、人件費高騰、人手不足などの厳しい環境により、収益改善が進まず、苦慮している状況にある。

そうしたことから、資金繰り状況に応じた保証制度の利用、状況によっては返済緩和等の条件変更を提案し、経営支援による業績改善も支援しながら、資金繰り支援、経営支援両面で、事業継続を断念することがないように万全を期し支えていく必要がある。

これら、いずれの支援においても、金融機関との連携がますます重要となっており、今まで以上に連携を深めてい

くことが必要である。

さらには、事業者のニーズに合った新たな保証制度の創設を検討することや、国（金融庁）で定めた経営者保証改革プログラムの趣旨も踏まえ、事業者選択型経営者保証非提供制度の周知を行うなど、経営者保証の提供を不要とする取扱いを着実に増加させていくことも求められている。

また、これらの取組に限られた人員、時間等を、より多く振り向けられるよう、引続き業務フローの見直し等による効率化を図っていく必要がある。

以上の認識の下、次の課題に取り組む。

（２）具体的な課題

ア 必要十分な信用供与

イ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立

ウ 業務効率化による経営資源の集中

エ ニーズに応える保証制度の創設

（３）課題解決のための方策

ア 必要十分な信用供与

（ア）「5ing」、「10ing」の短期継続型保証と県制度の低利な長期資金等、償還力に応じた各種保証制度を活用した組み立てや、必要に応じて返済緩和の条件変更も提案し、資金繰り面での不安を軽減させ、経営改善、事業再構築に取り組めるよう事業者の実情に応じた支援を行う。

（イ） 利用実績が増加しているプロパー融資と協会付き融資でリスクを適切に分担する当協会独自の「連携支援協調パッケージ」をより一層推進していく。

（ウ） 国の制度として創設されたプロパー同時実行又は事業者への継続的なモニタリングが条件の「協調支援型特別保証制度」を推進するなど、金融機関と連携して資金面を含めた様々な事業者の経営課題の解決にむけた取組を強化する。

（エ） 業績悪化局面にあっても、企業訪問等により事業性、将来性を理解した上で事業継続に必要な資金を積極的に支援する。

イ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立

事業者選択型経営者保証非提供制度、金融機関連携型、財務要件型、担保充足型等、経営者保証の提供を不要とする協会の取扱いについて、事業者及び金融機関と情報共有するとともに積極的に活用を提案し、経営者保証改革プログラムの趣旨を踏まえた企業支援に取り組む。

ウ 業務効率化による経営資源の集中

当協会独自の推進組織である「保証プロセス等見直し委員会」において、生成 AI の活用（※）も検討しながら、非効率化、形式化している業務の見直しを行い、資金繰り支援、経営支援業務に一層注力できる体制整備を検討する。

（※）過去の信用保険要件等実務事例の確認、各種統計資料、適用制度及び関係法令等の確保など

エ ニーズに応える保証制度の創設

協会内に設置している「保証制度検討委員会」において、事業者アンケート結果や外部環境等を分析し、県・市町村等とも連携しながら、より使い勝手の良い制度や、社会的課題の解決に繋がる制度の創設に向けて取り組むとともに、既存制度の見直しを図っていく。

【経営支援部門】

（１）現状認識

前述のような厳しい経営環境にある中、価格転嫁や生産性向上が追い付かず、事業の先行きや資金繰りに不安を抱える事業者が増えてきていると認識している。また、東日本大震災被災時に債権買取支援を受けた債務の買い戻し、経営者の高齢化に伴う事業承継等、事業者はさまざまな課題を抱えている。

こうした課題を抱えた事業者に対し面談等により支援ニーズを確認し、さまざまなツールを活用して経営支援を継続実施しているが、県内の倒産状況は高水準で推移している。

こうした中、当協会が主体となって1社でも多く事業者の悩みに耳を傾け、課題を抱える事業者が必要とする支援を早期に提供できるよう取組んでいくことが重要である。

一方で、事業者の抱える課題は多様化しており、当協会単体での十分な支援が困難である場合も多く、これまで以上に金融機関や他の支援機関と連携を深めていく必要がある。

また、創業から事業再生、再チャレンジの各局面において、事業者の実情及びライフステージに応じた金融、経営両面での切れ目のない支援を引き続き実施していく必要がある。

以上の認識の下、次の課題に取り組む。

(2) 具体的な課題

ア 経営支援、再生支援の強化

- (ア) コロナ禍等で過大な債務を負った事業者への支援
- (イ) 創業から成長、再生（再チャレンジ）、事業承継に至る事業者のライフステージに応じた伴走支援
- (ウ) 東日本大震災で被災した事業者等への継続的支援
- (エ) 効果的な経営支援手法の深化
- (オ) 関係機関との連携協調体制の強化

(3) 課題解決のための方策

ア 経営支援、再生支援の強化

- (ア) コロナ禍等で過大な債務を負った事業者への支援
 - a プッシュ型面談による支援ニーズの確認
令和6年6月に改正された「信用保証協会向けの総合的な監督指針」においても、保証付き融資割合が高いなど重点的に支援を行う事業者を特定した上で、協会が主体的に経営支援の必要性を検討し、支援を行うことが求められたことから、一定の基準を定めて支援候補事業者をリストアップした上で、個々の事業者の実情にマッチした金融経営両面での支援策を講じていく。
 - b 資金繰り支援と一体となった経営支援
経営支援においては、まず資金繰り状況を確認し、資金繰りの安定に向けた金融支援等の検討を優先して行い、資金繰りの不安なく経営改善に取り組める状況を整えた上で、経営支援を実施する。
 - c 経営課題の把握と目標の共有
経営課題を的確に把握し「見える化」するため、当協会が独自に制定した「仮説・課題設定シート」(※)を活用して面談を実施し、その解決に向けて適切な支援ツールを提供する。
当協会の専門家派遣事業を活用する場合には、課題解決に向けた目標を設定し、経営者と共有して支援を行う。
(※) 金融庁公表の「業種別支援の着眼点」や金融財政事情研究会発行の「業種別審査事典」等を活用した定量分析と支援事業者の定性面を考慮し作成する。
 - d 価格転嫁や生産性向上に向けた支援
原材料高騰の影響を受ける事業者に対しては、専門家派遣等を活用し、価格転嫁をはじめ広く経営改善につながる支援を行う。
また、人手不足等により経営面に不安を抱える事業者には、岩手県よろず支援拠点等の支援機関との連携や、各種補助事業の情報提供等により、生産性向上につながる支援を行う。
- (イ) 創業から成長、再生（再チャレンジ）、事業承継に至る事業者のライフステージに応じた伴走支援
 - a 創業機運の醸成、創業予定者への支援施策の周知を図るため、当協会主催の創業セミナーの継続開催に加え、より広がりのある活動とするため他機関とも連携した創業セミナーも開催する。
 - b 創業案件は、面談を重ねながら、創業計画の策定支援や金融機関紹介、日本政策金融公庫との協調支援等を実施する。
創業後はフォローアップを実施し、早期に事業が軌道に乗るようきめ細かい支援を行う。
 - c 事業承継案件は、面談を通じて実情把握と認識共有に努め、岩手県事業承継・引継ぎ支援センター等の支援機関との連携や事業承継連携スキーム「つぐべ岩手」を活用した支援を行う。
 - d 過大な債務を抱えている事業者に対しては、状況に応じて抜本的な事業再生や再チャレンジ支援に早期着手できるように金融機関、岩手県中小企業活性化協議会と連携して対応する。

(ウ) 東日本大震災で被災した事業者等への継続的支援

- a 被災事業者には定期的にフォロー訪問を行い、事業継続に必要な金融・経営支援を行う。
- b 債権買取支援を受けエグジットを希望する事業者には、金融機関や岩手産業復興機構、(株)東日本大震災事業者再生支援機構等と連携し、適時適切なタイミングでリファイナンス支援を検討する。

(エ) 効果的な経営支援手法の深化

- a 設定した指標、目標値に基づき経営支援の効果測定と検証(※)を行い、経営支援スキーム等の改善を適時的確に講じていく。

(※) 検証方法は、専門家派遣を実施した事業者を対象に、① CRD 財務点数、②簡易営業キャッシュフロー、③アンケート結果の3指標で検証。

①と②は支援前後の決算を比較して増加、③は10点満点中7点以上を基準とし、2指標以上該当している場合に「支援効果あり」と判断する。

令和7年度は、令和5年度に専門家派遣を実施した事業者を対象に検証し、「支援効果あり」の事業者割合50%以上を目標とする。

- b タイムリーかつ効果的な経営支援の事業者への提供など、支援内容の質の向上を図っていくため、職員育成と組織的な支援体制の強化を進める。

(オ) 関係機関との連携協調体制の強化

- a 主務官庁、金融機関、商工団体や活性協、よろず支援拠点等の支援機関と随時情報交換を行って関係を強化し、個別事業者の支援の際には協会がハブ機能を担いながら、それぞれの機関の強みを生かし、連携して効果的な経営支援の提供を図る。

【期中管理部門】

(1) 現状認識

条件変更、延滞・事故、代位弁済は前年比増となっており、今後も当面同様の推移が見込まれる。経営努力する事業者が外部環境等の影響により事業継続を断念し、廃業、代位弁済に至ることがないように、金融機関と緊密に連携しながら事業者の実態把握を行い、資金繰り支援・経営支援を適切に実施していく必要がある。

以上の認識の下、次の課題に取り組む。

(2) 具体的な課題

ア 正常化、事業継続に向けた金融機関と連携した早期期中管理の対応

- (ア) 業績悪化の兆候の早期把握
- (イ) 条件変更を繰り返している事業者への対応

(3) 課題解決のための方策

ア 正常化、事業継続に向けた金融機関と連携した早期期中管理の対応

- (ア) 業績悪化の兆候の早期把握
 - a 金融機関との日常的な情報交換、定期的なヒアリング等により、月内延滞発生の事業者や、初めて返済緩和条件変更を行う事業者など、業況悪化傾向の初期段階での情報共有に努める。
 - b 条件変更事業者への初動対応として1回目の返済緩和の条件変更を行った事業者に対しては、必要に応じて金融機関同行での訪問により実態把握を行い、資金繰り支援、経営支援等支援策を検討する。
- (イ) 条件変更を繰り返している事業者への対応
 - a 条件変更を繰り返している事業者に対しては、金融機関と連携して、事業者の改善意欲、改善計画の進捗状況などを確認しながら、支援策を検討する。
 - b 延滞・事事故事業者についても金融機関と定期的な情報共有、必要に応じた企業訪問により実態を把握し、事業継続意欲と改善の方向性を確認した上で、活性協等の支援機関の利用も含め、支援策を検討する。
 - c 保証料未納事業者についても、必要に応じて企業訪問等により実態を把握の上支援策を検討し、早期解決を図る。

【回収部門】

(1) 現状認識

前年度における代位弁済事業者は、6割程度が破産等法的整理であり、担保処分以外の回収目処が立たないなど回収環境は厳しい状況にある。

そうした中で、回収が期待できる債務者に対しては、回収機会を逸失することがないように代位弁済前における面談、資産調査等の初動対応を徹底していく必要がある。

また、事業を継続しながら誠実に返済を履行している債務者の事業再生を後押しするため、金融機関との融資取引の再開に向けて求償権消滅保証に取り組む必要がある。

同様に、誠実に弁済を行ってきた連帯保証人に対しても生活再建に向けて、個々の実情に応じた経営者保証ガイドラインや一部弁済の活用による保証債務免除を取組んでいく必要がある。

さらに、限られた人員で回収の最大化を実現するためには、債権管理事務の効率化が不可欠であり、データを活用し、個々の求償権の管理状況の詳細を把握・共有できる帳票を作成するなど、デジタル化による求償権管理体制を構築していく必要がある。

以上の認識の下、次の課題に取り組む。

(2) 具体的な課題

ア 迅速な対応による適切な回収と求償権管理

イ 再生支援への取組

ウ 求償権管理の効率化に向けた体制整備

(3) 課題解決のための方策

ア 迅速な対応による適正な回収と求償権管理

(ア) 回収が見込まれる代位弁済予定事業者に対しては、代位弁済前に期中管理担当者と同行面談し、資産調査や代位弁済後の債務履行を促す等の初動対応を徹底するほか、必要に応じて求償権の事前行使を検討する。

(イ) 無担保債権は、債務者等の現況把握や督促に努め、誠意がない債務者等には速やかに法的措置による回収を検討する。

(ウ) 有担保債権は、債務者等の実情を勘案し、任意売買、競売申立、担保権協定締結等状況に応じた適切な措置を講ずることとし、任意売買の場合は、関係人の同意を取得の上信頼できる不動産業者や金融機関への情報提供を行い、競売の場合は物件情報をホームページや保証月報に掲載し、物件売却を促進する。

イ 再生支援への取組

(ア) 事業継続中の債務者の業況を把握し、早期に事業再生が見込める事業者については、関係部署や必要に応じて外部の支援機関と連携し、求償権消滅保証の活用による事業再生を推進する。

(イ) 求償権消滅保証の主担当を置き、回収担当からの相談対応、取組上の問題点整理及び企業支援担当者との調整を行い、求償権消滅保証等の取組を推進する。

(ウ) 一定期間資力に応じた弁済を誠実にやっている求償権関係人に対しては、柔軟かつ積極的に、一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインの活用を図る。

(エ) 経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理の申出があった場合は、申出の内容に応じて柔軟に対応する。

ウ 求償権管理の効率化に向けた体制整備

(ア) 回収見込のない求償権債務者に対しては、速やかに管理事務停止を講じる。

また、管理事務停止事業者で求償権整理が可能となった事案は適宜手続を実施する。

(イ) 求償権管理事務の効率性や管理コストを踏まえ、必要に応じて「期中・求償権管理事務要領」など諸規定の見直しを進める。

(ウ) デジタル技術やデータを活用し、個々の求償権の管理状況の詳細を把握できる帳票を作成するなど、効率的な管理事務体制の構築に取り組むとともに、ルーティン業務の見直しを行う。

(エ) 求償権管理事務における新たなノウハウ獲得や体制強化に向け、外部講師を招聘した勉強会の開催や、他協会の先進的な取組の調査研究を行う。

【その他間接部門】

(1) 現状認識

令和6年度については、既存事業や業務プロセス、会議体について、業務の合理化、効率化の観点で検証し、見直し等に取り組んできたが、今後もさらなる業務の質的向上、職場活性化に取り組んでいくことが重要である。そして、職員パフォーマンス、顧客の利便性の向上及び業務効率化が重要であり、そのため、デジタル化の推進に取り組む必要がある。

また、当協会の公共性と社会的責任の重さを常に認識し、健全な業務運営を通じて事業者や関係機関等からの信頼の確立を図るため、職員の倫理意識の涵養、コンプライアンス態勢の維持・強化及び反社会的勢力排除の組織的取組を不断に進めることが重要である。

加えて、東日本大震災及び台風被害等の経験を生かし、職員の安全と業務の継続又は迅速な復旧を図るため、事業継続計画（BCP）に基づく訓練を実施し、緊急事態に備える必要がある。

個人情報については、適切な個人情報保護の徹底に向けて各部署において定期的に自主点検するとともに、内部監査を実施し、適正な管理を行う必要がある。

(2) 具体的な課題

ア 組織の活性化

イ デジタル化推進と体制整備

ウ コンプライアンス態勢の維持・強化、反社会的勢力排除の徹底

(3) 課題解決のための方策

ア 組織の活性化

- (ア) 不断の取組として、既存事業や業務プロセス等の見直しに伴う合理化、効率化を進め、職員の業務姿勢・業務精度などの業務の質的向上につなげていく。
- (イ) 風通しが良く、職員のモチベーションの維持高揚が図られる、働きやすい職場環境の整備を行う。
- (ウ) 県内事業者の支援ニーズに対応可能な人材を育成するため、タイムリーで効果的な研修を実施する。

イ デジタル化推進と体制整備

- (ア) IT・情報セキュリティに関する内部研修の拡充、通信教育や資格取得の奨励等により、組織を挙げてデジタルリテラシーの更なる底上げを図る。
- (イ) 信用保証書や保証申込手続きの電子化促進と、生成 AI や労務管理システム等、業務アプリケーションの活用により、業務改善と効率化を図る。
- (ウ) よりセキュリティの高い情報インフラの構築に向け、ネットワーク環境の改善、高度化を進める。

ウ コンプライアンス態勢の維持・強化、反社会的勢力排除の徹底

- (ア) コンプライアンス・プログラムに基づきコンプライアンス委員会やコンプライアンス担当者会議を開催し、コンプライアンス態勢の維持・強化を図る。
- (イ) 反社会的勢力からの介入防止、不当要求を排除するため、関係機関からの情報収集・周知・研修を行う。
- (ウ) コンプライアンス・チェックシートを活用し、職員個々の倫理意識の涵養と倫理的な組織風土の構築を図る。
- (エ) コンプライアンスをテーマとした職場内研修の実施を促すとともに、コンプライアンス・マガジン(毎月発行)による啓発等を図る。
- (オ) 個人情報保護は、規程に基づく個人データ取扱点検の年間計画を策定、情報漏洩防止に努める。
- (カ) コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス関連マニュアルは、必要に応じて見直し、改正を行う。
- (キ) 事業継続計画（BCP）に基づく訓練、適切な事務処理のための研修会を実施する。

* 組織体制

役員名簿

(令和7年4月1日現在)

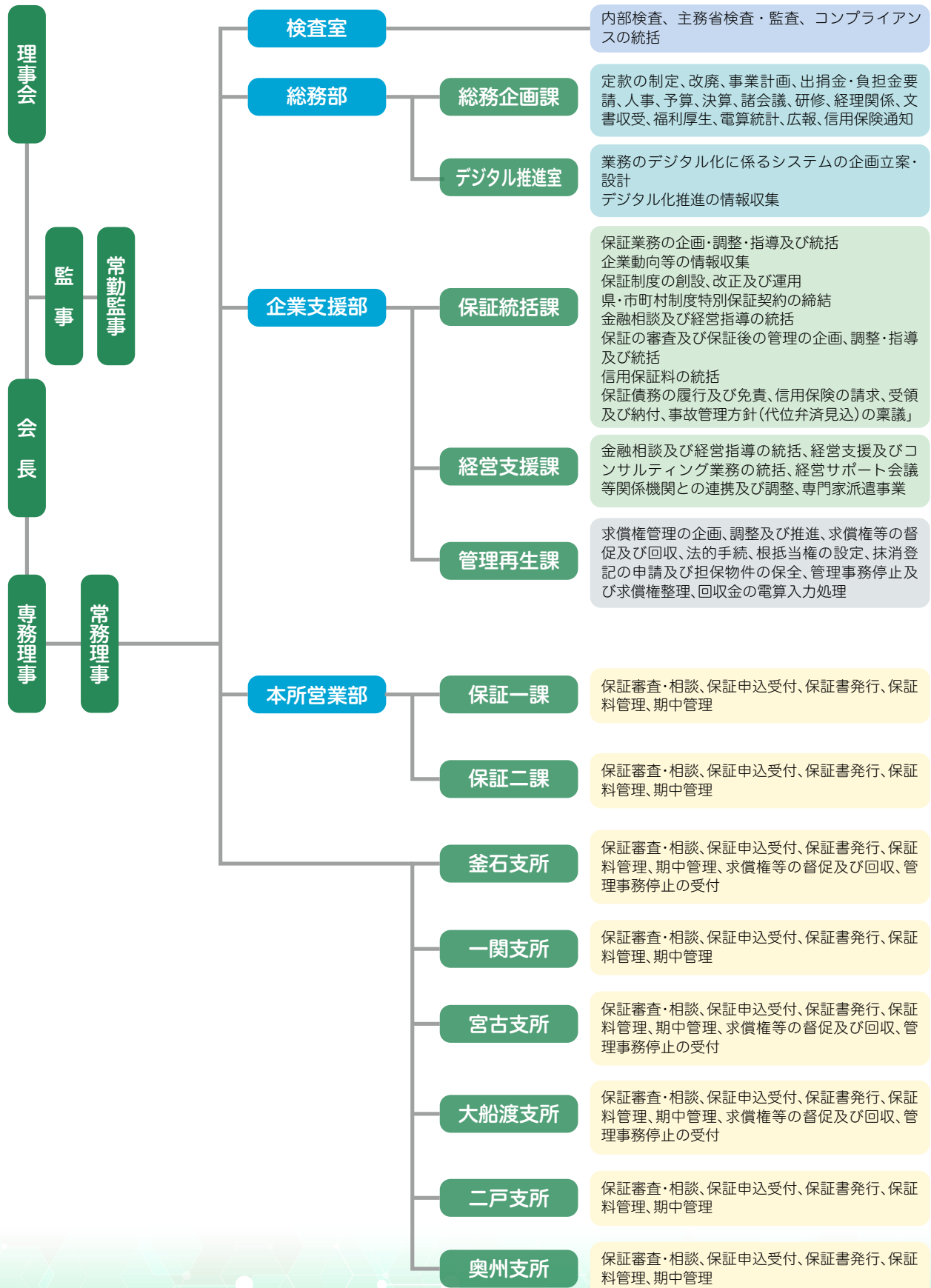
役職名	氏名	備 考	
会 長	菊 池 哲	常 勤	前：当協会非常勤理事 元：岩手県副知事
専務理事	後 藤 良 玄	//	前：当協会常勤理事 元：当協会参与兼総務部長
常務理事	関 口 等	//	前：公益財団法人いわて産業振興 センター常務理事兼事務局長 元：岩手県商工労働観光部経営支援課 総括課長
理 事	箱 石 知 義	非常勤	岩手県商工労働観光部長
理 事	内 舘 茂	//	岩手県市長会会長
理 事	鈴 木 重 男	//	岩手県町村会会長
理 事	岩 山 徹	//	株式会社岩手銀行頭取
理 事	佐 藤 健 志	//	株式会社東北銀行頭取
理 事	石 塚 恭 路	//	株式会社北日本銀行頭取
理 事	浅 沼 晃	//	岩手県信用金庫協会会長
理 事	御魚谷 寿 志	//	商工組合中央金庫盛岡支店支店長
理 事	谷 村 邦 久	//	岩手県商工会議所連合会会長
理 事	高 橋 富 一	//	岩手県商工会連合会会長
理 事	小山田 周 右	//	岩手県中小企業団体中央会会長
監 事	平 賀 昭 寿	常 勤	前：当協会企業支援部長 元：当協会本所営業部長
監 事	秋 山 信 愛	非常勤	公認会計士
監 事	大和久 政 也	//	弁護士

【自治体関係者（常勤役員）の選定手続きについて】

第三者委員会の委員の属性	商工団体及び県商工労働観光部からの推薦を受け、第三者委員会の選考により 適当と認められた候補者の中から知事が任命する。
選定手続き	岩手県信用保証協会常勤理事任命候補者選考委員会（第三者委員会）
選定手続きの実施主体	中小企業関係団体、金融機関、弁護士・学識経験者

組織図

(令和7年4月1日現在)



事務所のご案内

本所営業部

〒020-0062

盛岡市長田町6番2号アバンサール・i

□保証一課 (2F)

TEL : 019 (654) 1501 (直通)

FAX : 019 (654) 7110

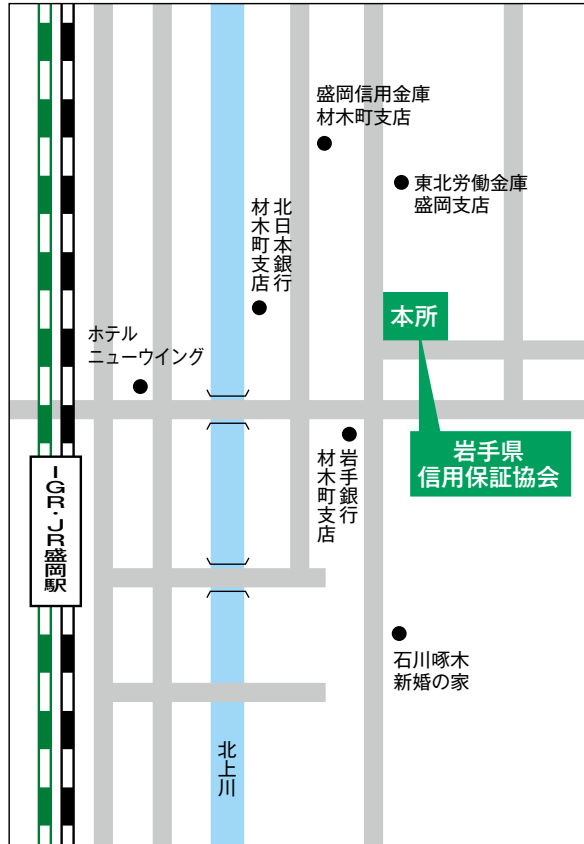
管轄市町村／盛岡市、八幡平市、滝沢市、
岩手町、雫石町、葛巻町

□保証二課 (3F)

TEL : 019 (654) 1502 (直通)

FAX : 019 (654) 7120

管轄市町村／花巻市、北上市、矢巾町、
紫波町、西和賀町



企業支援部

□経営支援課（2F）

TEL : 019 (654) 1506 (直通)

FAX : 019 (654) 7110



一関支所

〒021-0881

一関市大町7番14号

TEL : 0191 (23) 2533 (代表)

FAX : 0191 (23) 2530

管轄市町村／一関市、平泉町



宮古支所

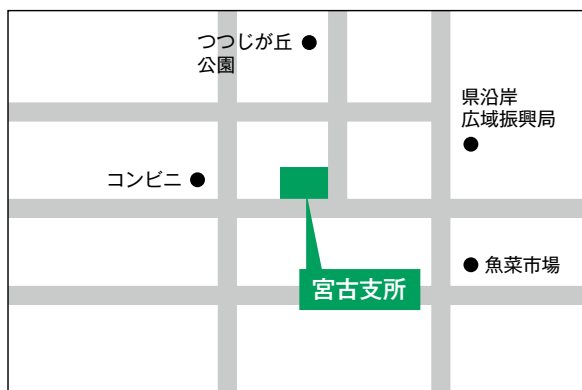
〒027-0061

宮古市西町二丁目 2 番 3 号

TEL : 0193 (62) 2700 (代表)

FAX : 0193 (63) 3930

管轄市町村／宮古市、山田町、岩泉町、
田野畑村



大船渡支所

〒022-0002

大船渡市大船渡町字茶屋前59番地6
(ヤチビル 1 階)

TEL : 0192 (27) 1224 (代表)

FAX : 0192 (27) 1227

管轄市町村／大船渡市、陸前高田市、
住田町



二戸支所

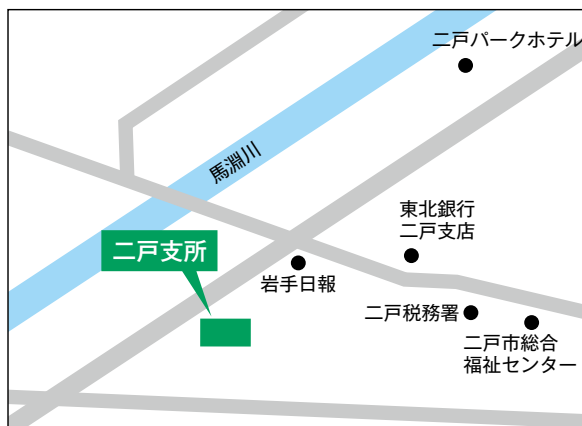
〒028-6101

二戸市福岡字八幡下 19 番地 2

TEL : 0195 (23) 4115 (代表)

FAX : 0195 (23) 4116

管轄市町村／二戸市、久慈市、軽米町、
洋野町、一戸町、普代村、
野田村、九戸村



奥州支所

〒023-0828

奥州市水沢東大通り一丁目 2 番 3 号

TEL : 0197 (25) 3171 (代表)

FAX : 0197 (25) 3172

管轄市町村／奥州市、金ヶ崎町



—2025—

信用保証協会のあらまし

発行日 令和7年 9月1日

発刊 岩手県信用保証協会

〒020-0062 盛岡市長田町 6-2 アバンサール・i

TEL 019-654-1500（代表）



岩手県信用保証協会

〒020-0062 盛岡市長田町6番2号 アバンサール・i
TEL:019-654-1500(代表) FAX:019-654-7121



当協会ホームページは
こちらから

